

三井養之助(高明) ロンドン来状

ここに紹介するのは、明治十一年一月に三井物産会社から外国の商事研修を兼ねて、ロンドン出張員として派遣された三井養之助の四年間にわたる書状、日誌の類である。これらは現在整理途中にある小石川三井家旧蔵史料の中から発見された。明治九年七月一日に発足した三井物産会社の創業期の海外支店関係史料の数少ない一つであり、当時のロンドンおよびペリ支店の様子を垣間見ることができる。なお、内容を補なうため、三井高喜、三井高景、伊達忠七の書状を加え、付録として関連する大蔵省「荷為替貸金取扱命令書」(物産二六二一一)、および三井物産会社「龍動出張員心得」(物産五四)を掲載することにした。

養之助の書状は二二通あり、うち一五通は父高喜宛(父母宛一通含む)、七通が長兄高景に宛てたものである。父高喜宛の内容が主に英国の気候、社会、経済、邦人との交流等諸般の情況報告、日本からの通信に答えたものであるのに対し、兄高景に宛てたも

のは、英国女性との結婚の相談という、全くのプライベートな問題が主たる内容となっている。後者に関していえば、時的には明治十二年一月から十三年一月に集中して書かれており、ロンドン代理店が支店となり、笹瀬元明(後述)が同支店支配人に着任したことが大きく関わっている。また、養之助の日誌は明治十一年二月一日から二月二十四日までであり、縦書用便箋の最後の行が「十二月廿五日」で終わっているので、このあとに続く分があったであろうことを推測させる。この日誌は短期間分しかないとはいえ、養之助のロンドンでの日常生活に加えて、後日物産ニューヨーク支店の荷為替取扱人に取り立てられる山尾熊三や、大蔵大輔松方正義はじめとする政府関係者との交流のことが記録されていて、内容に富むものである。

解説をわかりやすくするために、掲載史料を日付の古いものから順に配列した。左の通りである。

〔1〕 明治10年11月21日 三井高喜書簡下控(高喜妻利和宛)

〔2〕 明治11年1月23日 伊達忠七書簡(大元方宛)

- [3] 明治11年3月7日 伊達忠七書簡(三井三郎助宛)
 [4] 明治11年5月22日 養之助書簡(父高喜宛)
 [5] 明治11年11月28日 養之助書簡(父高喜宛)
 [6] 明治11年12月1日 養之助書簡(父高喜宛)
 [7] 明治12年2月21日 養之助書簡(父高喜宛)
 [8] 明治12年5月25日 養之助書簡(父高喜宛)
 [9] 明治12年8月3日 養之助書簡(父高喜宛)
 [10] 明治12年8月21日 養之助書簡(父高喜宛)
 [11] 明治12年8月28日 養之助書簡(父母宛)
 [12] 明治12年10月23日 養之助書簡(父高喜宛)
 [13] 明治12年11月7日 (スコットランド旅行記)
 [14] 明治12年12月25日 養之助書簡(兄高景宛)
 [15] 明治13年1月2日 養之助書簡(兄高景宛)
 [16] 明治13年1月2日 養之助書簡(父高喜宛)
 [17] 明治13年1月5日 養之助書簡(兄高景宛)
 [18] 明治13年1月15日 養之助書簡(兄高景宛)
 [19] 明治13年1月22日 養之助書簡(兄高景宛)
 [20] 明治13年6月1日 高景書簡下控(養之助宛)
 [21] 明治13年11月22日 養之助書簡(父高喜宛)
 [22] 明治14年2月18日 養之助書簡(父高喜宛)
 [23] 明治14年4月1日 養之助書簡(父高喜宛)

- [24] 明治14年4月8日 養之助書簡(父高喜宛)
 [25] 明治14年8月 養之助書簡(父高喜宛)
 [26] 明治14年9月7日 養之助書簡(父高喜宛)
 [27] 明治15年9月15日 養之助書簡(兄高景宛)
 付録(1) 明治10年11月5日 大蔵省「荷為替貸金取扱命令書」
 明治10年12月23日 (同命令状更正)

(2) 明治11年1月13日 三井物産会社「龍動出張員心得」
 養之助の書簡はコピー用インク⁽²⁾で書かれているため、一〇〇年
 余を経た今日、文字とその周辺部分が茶褐色に変色して焦げたよ
 うになり、中には文字の抜落ちさえみられる。特に〔8〕の書簡
 などは、本紙は見当らず、コピーのみ残存しているが、コピー用
 の薄い紙質の関係もあってインクの滲みと文字の抜落ちのため、
 かなり判読困難な状態となっている。

用箋は、明治一年分は三井物産会社の縦野和紙、パリ支店用
 メモ用紙、和紙便箋が使用されているが、一二年以後は、ロンド
 ン代理店の住所と Y. Mitsui と Mitsui Bussan Kaisha のペー
 クおよび London—187—と印刷された横野洋紙便箋が主に使
 用されている。

二

三井養之助(高明)は安政三年(一八五六)三月に、出水家(現
 小石川家)第七代三井高喜の三男として京都に生れた。明治三年

(一八七〇) 二月一五歳の折、政府の勸業奨励策の一環として商家の子弟教育のため開校された欧学舎に北家高福の六男武之助(高尚)、同七男長四郎(高棟)と共に、英語ならびに洋算術を学ぶ。明治五年二月井上馨の勸めて長兄弁蔵(高景)、次兄貞二郎(高悠)、北家の武之助、長四郎とともに銀行業習学の目的をもってアメリカへ留学したが、もともと虚弱な体質でもあり、次兄貞二郎の同地での客死(明治六年一月)もあって明治六年八月に一足先に帰国した。帰国後は父高喜について、東京御用所で習学の日々を送っている。明治九年(一八七六)七月、二一歳の時三井物産会社が設立されて、北家武之助とともにその社主となった。三井物産会社は表向き三井家事業から切り離され、したがって武之助、養之助も同様三井家から分離独立した形をとっている。兩名とも明治九年七月一三日に初出勤し、ほどなく養之助には勘定方、武之助には雑務課取扱という役割があてがわれた。宿直も他の社員と同じように交替で勤めている。

養之助は前述したように、少年時より武之助と共に英語、洋算を訓練する機会があったわけであるが、明治九年八月三十一日、三井銀行副長である父高喜のもとへ物産社長益田孝が訪れ、養之助に再度洋学の稽古を始めるよう促しており、それからほぼ一年後に養之助のロンドン派遣が決定されたことを考え合わせれば、すでに下地、素養のある人物として益田が養之助に目をつけていたことがわかる。のみならず、遠からず金融の中心地ロンドンに支

店を開設することが、創業当初からの益田の計画にあつたらうことも推察されるのである。養之助が支店開設までのつなぎ役として大事な人材であったことは疑いない。明治十一年(一八七八)一月、大蔵省海外荷為替貸金取扱人としてロンドンへ出張、同一五年一月末に帰国している。一七年四月には横浜支店主任(同支店取締は馬越恭平)となる。

明治十八年には七月三日付で武之助とともに物産会社副社長木村正幹に宛てて左の様な書面を提出し、翌日の七月四日に二人とも米方ならびに売買方の出席を認められている。

今般改革之旨趣厚ク相心得、社務ニ専ラ精神ヲ注ギ、社員諸氏と親敷商法実地之有様ヲ見習之為メ、米方并ニ売買方之兩課へ日々出席致シ、諸帳簿計算等ハ不及申、東西ニ奔走シ、社員諸氏之勤勞モ手伝シ、所謂万分ノ一モ応分ノ義務ヲ尺度候間、生等心中御調察之上兩課之出席之儀御採用相成候様、此段及御依頼候也

以下簡略に養之助の経歴を記しておこう。

明治二〇年代は三井物産の発展期に入り、明治二五年一月に三井物産会社が三井家の直営事業に変更されるにともない、四月に同社の社長に就任する。翌二六年にはかつて明治四年に再興の話が出て以来立ち消えとなっていた三連家の一つ、家原家の相続人となつて三井家の列に加わつた。明治二七年一〇月、三井物産会社の職制改正により理事に就任、その後三井家事業の中核機関で

ある三井商店理事会、同營業店重役会々員を経たのち、三井家同族会管理部の会員を務める。明治四十二年一〇月三井物産会社が株式組織に変更されるとその取締役となり、大正元年（一九一二）五月から同五年二月までは三井合名会社内に新設された監査部の部長として名がある。その間にも芝浦製作所、鐘淵紡績、三井銀行、堺セルロイド、東神倉庫等々の関係各社の要職を歴任している。大正九年（一九二〇）一月三井物産株式会社取締役社長に就任したが、その翌年の大正一〇年八月九日、腦溢血のため、六六歳で大磯に没した。

三井養之助の再興した家原家は、大正三年一月に東京日本橋区浜町から麻布区本村町に居を移したことから、以後本村町三井家と呼ばれるようになった。

三

三井物産会社の海外支店設置計画は、明治政府の殖産興業政策の一環として行なわれた直輸出政策と密接に結びつく。明治政府は外貨獲得を目的とする直輸出奨励策によって、三井物産会社に欧州進出のきっかけを与えた。明治一〇年（一八七七）一月五日、三井物産会社に大蔵省から外国荷為替貸金取扱命令状が下付された。その直接的な契機となったのは、明治一一年五月に開催が予定されていたパリ万国博覧会への日本の参加であった。三井物産は博覧会出品物の輸送担当の引受けにあたり、明治一〇年六

月「パリへ支店設置ニ関スル願書」を提出し、政府に「相当之保護」を願⁶い出、パリ支店を開設した（明治一一年一月）。この「相当之保護」の要請に対して下付されたのが、すなわち欧州・米國を対象とした「荷為替貸金取扱命令書」（本文史料付録(1)）だったのである。

これによって三井物産会社は、大蔵省国債局から一か年に三〇万円までを無利子で特別融資して貰う特権を得て、外国荷為替取扱事務一切を引き受けることになった。すなわち、国内の商人に品物を担保に政府から下付された資金を以って前貸金を渡し、海外で売捌いた代金で現地の領事館に外貨で上納返済すればよいのである。納付のさいの通貨の為替相場は、大蔵省では初めその命令書の第九款で、領事館の受取証書に「其日ノ横浜到着払為替相場ヲ記入」することとしたのを、追って一二月二三日付で「横浜ヨリ各國へノ為替相場ヲ用ヒ」と更正した。

三井物産会社が、大蔵省国債局外債課に荷為替取扱の受書を提出したのは一二月一三日であり、一二月六日にその取扱地を届け出した。ヨーロッパではパリとロンドン、アメリカではニューヨークである。養之助の父高喜の耳に養之助の外国派遣の話が達したのは、受書を提出する二日前の一二月一日である。本文史料(1)は三井高喜から京都に住む妻利和へ宛てた書状であるが、この書状には三野村利助から出張の件を聞かされたとある。しかし出張先がロンドンとは書かれていない。物産会社の商売柄、養之助に荷為替

取扱を兼ねて外国の商事を習熟することが求められ、養之助もその意欲を持っていたともある。我が子が物産会社の「大はんとう」益田孝に認められたことの誇りと、海外での生活に健康への気遣いを見せた、いかにも父親らしい感情のこもった内容である。

養之助はこの後一旦京都に帰省して、一月一三日東京へ戻り、年明けて明治十一年一月一日には、パリ支店に赴く伊達忠七とともに、横浜からロンドンに向けて旅立って行く。

（明治十一年一月一日）

一 養之助・伊達、朝横浜港ヨリ英国へ向、仏蘭斯江向、両国ニ出帆スル

一 養之助殿江命令書相渡ス、外ニ為荷換命令書写、第一号為荷換拝借証書写、中野梧一之井上殿、井山本より之届物等相托ス

本文史料〔2〕、〔3〕の伊達忠七書簡によれば、一行は一月二二日に香港に着き、二四日「チーグル号」に乗船、二月二八日マルセーユを経て三月三日にパリに入った。養之助は三月六日にパリを離れて英国入りし、翌七日にロンドンに到着している。折から欧米各国の財政経済視察のため前年九月からロンドンに滞在していた井上馨の旅宿に同宿して、ここから後述するクロッスベイ通のアルウインの店に通動したという（本文史料〔14〕）。

養之助に課されたロンドンでの任務は、本文史料付録〔2〕に掲載した「龍動出張員心得」の中に具体的に指示されている。

まず第一に挙げられているのは荷為替金受払いであり、第二、第三がアルウインの代理店における米麦の販売および陸軍省約定の絨および毛布の買付等の委託商売の監督をすることであり、第四にパリ支店と連絡をとり、ロンドンに需要ある商品の試売をすることとある。ほかに「滞在費額之事」および「帳簿及金銀取扱ノ事」という項目がある。アルウイン店の監督というのは、アルウインの業務を見習って「専ら龍動ノ商事ヲ熟知」し、景況を本社に報告することに重点があったであろうし、第四の需要商品の試売は支店開設への足掛りをつけるものであったろう。ここに掲載した「龍動出張員心得」は、明治十一年一月一三日付であり、養之助の横浜出港二日前の日付ということになる。間際まで検討が重ねられたとみえ、成稿の上に更に補筆訂正が加えられ、もう一度浄書のうえ複写されたものと思われ、主脳部の慎重さが窺える。

四

周知のように、三井物産会社は明治一〇年（一八七七）四月、ロバート・W・アルウインと代理店契約を結んでいる。アルウインはロンドンのクロッスベイ通一番地に店を構え、政府輸出来の販売および絨・毛布等の陸軍省御用商品の買付の委託商売を行った。代理店では右の取扱品のほか、生糸、鮑、紅茶なども取扱っていた。代理店との連絡方法は書面の時もあり、生糸の高騰など

火急を要する報道や買付のある時は、電報ないし電信で用件を果たしている。

そのアルウィンは、代理店取引が軌道に乗ったとして、明治一年一〇月、井上馨の甥、児玉勝之助(8)（のち井上勝之助）と共にロンドンを離れ、ヨーロッパからインド、中国を巡回して翌二年三月二日に日本に戻った。三井物産会社はこの頃、たまたまパリ万博ならびに欧州視察を終え帰国した松方正義の勧めによって、ロンドンに支店を開設することを決意し、五月七日、上海支店から笹瀬元明(9)を呼び寄せ、その準備を進めた。六月一九日に三野村利助とアルウィンの会談が行なわれているのも、関係あつたことと思われる。

笹瀬は帰国後約一か月半ばかりを物産会社本店元方詰として待機のものち、六月二七日にロンドンに向け出発した。途中香港支店に立ち寄り、滞貨問題を抱えた同店の事務を調査、九月二日香港を出発して一〇月一〇日パリへ着き、パリ支店を手伝つてのち英国入りしている（本文史料〔12〕、なおロンドン到着の日付は不明）。

ロンドン支店の開設時期については、明治一二年説と明治一三年説があり、これまで確定する材料がなかったが、養之助の明治一二年の書状（本文史料〔9〕、〔10〕、〔14〕）に支店開設の経緯について若干書かれているほか、特に史料〔14〕には「去九月一日ヨリアルウィン店者更ニ三井組之名前ニ引直シ」と明記され、明治一二年九月一日をもって開設されたことが確認できる。またアル

ウィンについては、三井物産の「日記」同年一月一四日の条にアルウィン雇入ニ付、本日午後八郎右衛門殿、三野村氏、武之助殿、益田、木村列席ニ而万事談合、同氏満足承諾ス、依而約定書案相立、保証人江一見為致候上、調印可致答ニ決スとあり、アルウィンの物産会社雇用に関し、三井八郎右衛門、三野村利助も談合に列席していることが知られる。

なお、ロンドン支店ではアルウィンの日本転任のものち、兄リチャード・アルウィンと雇用外国人とが、代理店時代から引続いて働いていたが、明治一六年（一八八三）三月末日をもって全員解雇となり、商事一切を笹瀬元明が引き受けることになった。笹瀬はこのち明治一八年三月に帰朝し、八月三十一日に退社している。(11)物産会社では、笹瀬の退社後も時々海外の用向を委託し、重用していた。

さて、初代のロンドン支店支配人笹瀬元明の着任にともない、養之助の任務は当然笹瀬に引き移されることになる。そこで益田が英国の任地に赴く森公使に託したという養之助への伝言（本文史料〔17〕）をみると、第一が辛抱、第二が儉約、第三は英仏語学其他商法実地の見習、第四に諸事慎むこととあり、とりもなおさず、今後の留学生活そのものに対する注意にはかならない。しかし、会社のための実務をしなかったわけではなく、明治一三年三月初旬から毎週一回に「ロンドン物価報告状」(12)を作製し、日本に送付している。

ところで、笹瀬の着任は養之助個人にまた別の大きな影響を及ぼすことになった。

養之助のもとに笹瀬赴任の知らせが入ったのは五月の半ばのことで、養之助は苦悶の末英語に打ち込むが、やがて英語の教師でもあり、かつて井上馨の滞英中に雇われていた英国人女性との結婚問題が派生する。本文史料〔14〕から〔19〕にかけて、兄高景に宛てた書簡に養之助が綿々と綴っているのも、大元方という統轄機関を持つ三井家の家制からの規制を知っていたからであろう。頻りに井上馨、益田孝、三野村利助の三人に相談してほしいと持ちかけているのである。この当時、井上の三井家に対する発言力がどれほどであったかは知るところではないが、養之助からみて井上が益田や三野村と共に、同苗や大元方を説得できる力をもった人物であったことは確かであろう。

国際結婚の利点を三井の発展と結びつけようとする養之助の考え方にも注目してよい。しかしこの問題には養之助自身の中にも三井家の一員としての迷いが覗かれ、結局高景の冷静な意見(史料〔20〕)に従ったようである。ちなみに明治一九年四月に外山忠三の妹栄と結婚していることをつけ加えておく。

五

先に述べたように、政府の正貨獲得策でもあった外国荷為替貸金取扱は、明治一三年二月に、横浜正金銀行が創立されたことによ

り、同年末で廃止されることになった。三井物産の荷為替業務は「素ヨリ試売ノ為メ輸送セシ物品夥多ナルヲ以テ、中ニハ販路ナクシテ空シク往復ノ運賃ヲ費シ、積戻シヲ為セシモノモ数多有之、又左ナキモ今日マデ海外支店ノ倉庫ニ停滞セルモノ少カラズ」とあるように、必ずしも順調に行なわれたわけではなかったように、政府押借金の期限内上納にも困却するほどの事態に陥っている。明治一四年五月五日および七月一日には、物産会社主脳陣(益田孝、木村正幹、馬越恭平、七月の時はアルウィンも同席)の間で外国支店の処置について検討され、香港支店をはじめ、数か所の出張店を廃止し、パリ支店を縮小するなどして、海外における商事を減少させることになった。同じ頃に次の文面にみられるように養之助の帰朝の件も取沙汰されている。

養之助殿御事御修行且ツ商事監督として去ル明治十一年一月十四日当地出発、英京倫敦ニ被赴、爾来此ニ四年ニ相成、其間半日は英語ニ、半日は商事ニ従事被致居候処、去ル明治十二年九月よりハ笹瀬元明を倫敦支店支配人として出張為致、殊ニ近今ニ至リ商事も大ニ相減し候ニ付而は、社務之方も可成減員を要し候折柄ニ有之地ニ四年間も御滞留被成候儀故、最早御帰朝之上専ラ商務ニ御係り被成候方可然

右は明治一四年七月五日付で、物産社長益田孝・副社長木村正幹の連名で三井組大元方三野村利助宛に出された養之助の帰朝を促す伺書の一部である。もちろん大元方からは異存なしとの返事

であったが、養之助が帰国を決意したのは翌一五年九月であった。この間の会社側との関係がどうなっていたかは詳らかでない。

養之助は予定通り明治一五年一〇月一七日にイタリヤ・ナポリを出港したと思われ、一月二九日無事帰国した。本文史料(27)は、海外から日本へ送られた確認できる最後の手紙である。

(1) 山尾熊三は明治九年井上馨の渡欧に同行していたが、物産「日記」明治一二年五月一六日の記事に、「米国山尾熊蔵へ出状ス、同人改メ而当社社員となし、福井信殿ニ代り事務取扱為致候筈」とあるのみで、どういう経歴の持主かは不明である。『三井事業史』本篇第二巻二九一ページ参照。

(2) コピー用インクとは、数枚のコピーがとれる特殊インクである。三井文庫史料のなかでは明治九年前後から多くみられ、いずれも保存状態はよいといえない。東京国立文化財研究所の増田勝彦氏と三浦定俊氏によれば、このインクは通称〈お歯黒インク〉と呼ばれ、タンニン、鉄分、付子(五倍子)を主成分としたもので、鉄分が多いため洋紙・和紙、あるいは紙の品質を問わず生地を非常に痛める由である。

(3) 出水家の明治七年一月の日記(小石川家旧蔵史料)に、養之助が毎日工部省に向向していたことも記されている。

(4) 小石川家旧蔵史料。

(5) 三井物産「元方評議」(三井文庫所蔵史料 物産九二)。

(6) 岩壁義光「明治十一年巴里万国博覧会と日本の参同」(神

奈川県立博物館研究報告(人文科学) 第二二号参照。

(7) 三井物産「日記」(三井文庫所蔵史料 物産五)。ついでにいえば、養之助はパリ支店に勤務の途につく伊達忠七と同行しているが、この時益田孝の弟益田英作も同船していたことが史料(2)の伊達忠七書簡で明らかである。益田英作はのちに物産社員となるが、この時まだ社員ではなかった。明治一二年一月二五日付の高景苑書簡(14)にロンドンの下宿に同年二月から養之助と、益田英作とが同宿していた事が書かれている。

(8) 児玉勝之助は、明治六年、一三歳の時に英国留学をし、明治一一年中に井上馨の養子となった(『世外井上公伝』第五巻)。三井物産「日記」(三井文庫所蔵史料 物産七) 明治一二年九月二日の条に、「井上勝之助月給一〇円ヲ以手代席ニ雇入候事」とあるから、明治一三年二月に官界入りする前に、一時三井物産にいたことになる。

(9) 笹瀬元明は、明治一〇年に上海支店を開設するさい、上田安三郎の副役として、第一国立銀行から三井物産に雇入れた人物である。三井物産「日記」(三井文庫所蔵史料 物産五) 明治一〇年一月九日の条に「笹瀬元明(銀行ヨリ)上田と同行ニ付、本日当社へ雇入」と記されている。ちなみに笹瀬は、沼津出張兵学寮の廃止(明治五年三月)まで同寮に在籍していた(渋沢史料館学芸員井上潤氏の提供史料による)。

(10) 書評「三井文庫『三井事業史・本篇』」(『経営史学』第一六卷第三号)で森川英正氏が指摘されているように、『三井事業史』本篇第二巻の年表、そのほか第一物産『三井物産会社小史』、梅井義雄『三井物産会社の経営史的研究』等も明治一三年となつてゐるが、誤りである。

(11) 笹瀬の退社の理由の一つかとも思われるが、ロンドン滞在中の經理状況について、左のような報告書が提出されている(三井物産「元方評議」三井文庫所蔵史料 物産九二)。拜啓仕候、陳者倫敦支店江在勤中役義上より過剩支出之金員即チ英千四百〇八磅卷志五片也江対シ、實際勘定の摘要概算ヲ以可申上旨責命ニ付、左に件々拜報仕候、尤も在勤中費用相嵩候の訳は、彼の地より呈書も致シ有之、且ツ帰国後も口頭ヲ以拜陳致シ、既ニ御了解も被成下候義ニ付、玆に者唯に計算の主要而已記載仕候

在勤中一ヶ月平均の費用者凡英五拾貳磅余ニ而、其内訳は左之如くに御座候

英拾九磅拾志也

住居費

但借室料、食料、瓦斯、石炭、煙草、酒、洗濯費、

并下婢手当等之分

英五磅拾六志八片

衣類費

但衣服、沓、沓下、手拭、手袋、シヤツ、下着、襟、々飾、并帽傘杖等の費用、一ヶ年英七拾磅の割

同參磅拾五志也

屋食料

但出店營業中屋食の費、(用賤)一日平均英貳志六片の割

同五磅五志也

車賃

但支店江往復等之氣車并馬車の費用に而、一日平均

英參志六片の割

英參磅也

雜費

但筆墨、書籍、理髮、入湯、藥礼并其他雜品一切之

費用一日平均英貳志の割

同拾五磅也

交際費

但接対、贈答一切之費用分

合計 英五拾貳磅六志八片也 平均一ヶ月費用

右之如き平均ニ候へ共商売の繁閑と年月の前後に因り其内多少の増減有之候、假令は当初倫敦江着の頃、即チ明治十二年の末より十三年江掛け而の間は、衣類并雜具等都而新調に急なれば、此二費目に於て支払ヒ甚タ多きも住居の費用は之に反シ、他の年月に比すれば此際少額ニ而事済たる如シ、蓋シ最初者土地の風俗に馴レズ隨而交際贈答も狹隘にし而、其重なるものは社員なる外国人なれば敢而住居迄之外飾ヲ要せざる故ニ御座候、然レトモ其後追々土俗ニ馴レ漸ク交際も広り、而シテ營業の責任も進ミ、遂に交際の繁ヲ告るに至り、益々住居の費額も増加せし訳ニ御座候

交際の費目も住居の費用と殆ど同状ニ有之、十二年の末より十三年江掛け而者多額の支出ヲ要せざりしも、爾來日二月ニ交際の横伸するに随ヒ近々其費額ヲ増加シ來リ、別シテ十六年の春季よりは悉皆外人は解雇となりしに拘ラズ、新に運輸会社の事務ヲ増加シ、而シテ營業も追日繁盛に越きたる事なれば、隨而交際贈答の費用大ヒに多きヲ加へ、遂に十七年の末帰國の途に就き候頃迄者弥々益々多端ヲ告げ、之ヲ其已前の額に比すれば大差有之事ニも相成申候

因而右各項の費額者終始一様とも難申候へ共、平均ニ算用致し候時者、先前記の如く區別相立可申候
故に今試に勤役中実費の高ヲ計算致シ之ヲ一ヶ月に割合候時者、右と殆ど同額と相成申候、即

英千百貳拾七磅拾志也

但明治十二年十一月より同十六年三月迄合月數四十一ヶ月分月給とし而英貳拾七磅拾志の割請取高

同六百六拾六磅拾三志四片也

但明治十六年四月より同十七年十一月迄合月數二十ヶ月分年給とし而英四百磅の割請取高

同千四百〇八磅壹志五片也

但役義上過剩支払の金額

合計

英參千貳百〇貳磅四志九片也

此合高ヲ明治十二年十一月より同十七年十一月迄月數六十一ヶ月間勤役中ニ割合候時は、即一ヶ月平均

英五拾貳磅九志拾壹片也

ニ相当り申、因而本文過剩支出の金員、即チ

英千四百〇八磅壹志五片也

は役義上事実無抛支消致候実費ニ御座候

右謹而拝報仕候間、可然御処分被成下候様奉希候也

明治十八年

倫敦支店旧支配人

第八月四日

笹瀬元明^⑤

三井物産会社々長

益田 孝様

(12) 『三井文庫論叢』第一八号口絵および口絵解説参照。

(13) 『懇願書』(為換金拝借返納期限ノ件) (控) (三井文庫所蔵史料 本二二〇一一)。

(14) 『三井養之助婦朝要請ノ件伺書』(三井文庫所蔵史料 本二二一〇)。

コピー用インク使用史料の補修、保存、およびその滲みの文字の判読方法について、東京国立文化財研究所修復技術部の増田勝彦氏と、同研究所保存科学部の三浦定俊氏に懇切なる御助言、御指導をいただいた。ここに記して謝意を申し述べます。

(樋口知子)

凡例

一、史料は解説中にある通り、年代の古いものから順に配列して通し番号を付してある。

一、原則として文字は通用の字体を用いたが、変体仮名のうち助詞の者、江、而、之は漢字のままとした。また、ゞ、メは原文通り使用し、フ、片、メはそれぞれ、コト、トモ、トキ、シテに改めた。

一、朱書は「」にくくり、右肩に(朱書)と注記した。

一、符帳はできるだけ行間に実数を付したが、技術的に行間に入れるのが困難な箇所はこれを省いた。使われている符帳は左の二通りである。

(一) 二三四五六七八九十 百分

イセマツサカエチウシ 舟 入

曾野見得佐留所於戒敬

一、掲載史料のうち、三井養之助の書簡は特に断らない限り、ロンドンから発信したものである。

一、便箋にあらかじめ印刷されている英文字は、もとより複製はしないが、「7」および「10」の書簡のみ年代を表す必要上、印刷文字を「」に入れた。

一、文字の損傷部分で、字数が確認できるものは□で表し、確認できないものは□で表した。

一、行間に付した()内の注記のみ紹介者の注記である。

一、付録(1)の「荷為替貸金取扱命令書」の内表紙に朱で書かれた番号は、三井物産「古証書目録」(三井文庫所蔵史料 物産 二一七)による整理番号である。

〔1〕三井高喜書簡下控(妻利和宛 明治一〇年二月二日付)

一筆申入候、いよ／＼御無事悦入候、然者去ル十一日三野村利助方江我等、厩四郎参り呉候様申スニ付、罷出候処、いろ／＼咄合有之候て、此度外国荷為替と申事大蔵省より物産会社江被仰付、夫ニ付而者追々外国江人備不致ては難相成候所、幸養之助事昨年より会社江出勤いたし候て追々事のはこびも宜敷、益田孝と申ス会社之大ばんと、が大井ニ／＼養之助之物事はこび方氣ニ入、何分此処にて外国江参りくれ候様願度と被申候由うけたまわり候ニ付、我等より物産会社江遣し候事故たとへば養子ニ遣し候同様、先方之商売用にて外国江参り候事ヲ何とも可申道理無之候得共、養之助義者何分じよぶのからだにて無之候間、一応御医師江しんさつをうけ候て治定いたし度と申答置、又いよ／＼外国江参る事なれハ西京江一応遣し、おりわ江久々面会之上いさみの咄いたし候上遣し度と申置、其後益田江も右之咄いたし候、池田謙齋先生と申ス医師者当時之名医ニ付其方江診察願ひニ遣し候間、猶容体西村厩四郎ニたつねてもらひ候処、當時者大井ニ／＼丈夫ニ相成、はいのやまひとふは無之、外国江参り候とも別段あんし候事は無之、外国ニは日本より名医も有之事故、其人ニたつね養生法を承り相守り候ハ、何もしさい無之と申事、且者当節柄別而物産会所之商売ニ而者、只今之うち外国之用向心得ると心得ずと者大井成ちがひニ付、いつれ此末は外国江まいらねバ相成不申事ゆへ、只今之中ニ参り候方一生之徳ゆへ参る方よろしくと厩四郎、利助、

斎藤、永田も申くれ、我等も左様にも存候、当人も参り度く候と申ゆへ先々参るやふニ申置候、当節者養之助事大井ニ／＼せいだし評判よろしく、武さんは今しばし見とめ付不申よし益田も被申、しかしいつれ養之助帰ら候うへは又々参り候事ニ可相成と存候、此段内々よく／＼承知被成候、付ては久々おまへニあい不申候事故誠之立かへりニ此度帰京いたし候、今日之船便りニ乗込参り候、今日之出立も昨廿日我等物産会社江参り、益田江面会、池田江のしんさつヲうけ候はなしいたし候処、誠ニ大悦にて左様なれハ明日之船ニ而も一応西京江御出、八日計のとふりうにて帰り候やふ被申候得とも、何分昨廿日ニ是迄養之助之取扱ひいたし候用向ヲ武さん江引渡候て、其上之治定と申事故引渡之都合にて今日のみこみ相わかり不申、よふ／＼昨夜十時ころ武さん帰り、明日出立と治定いたし候事ニ候、養之助は周吉、寛二郎方へ急ニ用向出来候よしニ而十二時ころ帰り候よし、未我等面会不申候、久平ヲ供申付置候、右之次第ニ而誠ニにわかの出立ニ相成候、此段よろしく承知被成候、寿信さま、お益江もよく／＼御申入被成候、昨廿日弁藏よりおまへ、権兵衛、市兵衛江向書状為出候得とも、跡ニ着いたし可申と存候

一外国出立も来月十八日頃か又者来一月松方様御供にて参り候哉いまだ相分不申、多分来月十八日頃と存候
右之義荒々申入候、誠ニにはかの事故いさゝかは養之助より承知被成候、養之助外国ニ而専一ニ養生大切ニいたし、万事取扱筋其外

不都合之義無之様相心得、きつとく人々之かんしん致候様いたし不申ては相成不申事ゆへ、よくく心得方御申聞被成候、右申入度早々、めて度かしく

十一月廿一日

三郎助

朝六時半認

おりわけ

北、木屋町、南へは御着か菓子ニ而も為土産と、御送り被成候六角、竹屋町者菓子ニ而も御遣し候

此前出立銭別之控権兵衛御申付、御らん之上取計遣し被成候、何も持参り不申候

外々銭別到来のもの江も目録ニ而も御遣し被成候

かます田葉こ入○きせる箱○白縮面之事、我等羽二重紋付四ツ目紋くしら九分位

(2) ^{香港より}伊達忠七書簡(大元方宛 明治一年一月三日付)

御身別後へ益御勇健御座被遊大悦至極ト奉存候、随而小生義御蔭を以廿一日午十二時頃無異香港着候間、乍憚御安慮之程奉願上候、将養之助様御義、舟中も御病氣もナク御機嫌克御座被成候間、此段御休意被成度候、当港ニテ乗換タル「チーグル」ト申船ハ廿四日ニ出帆いたし候旨ニ付、其間滞留も余り遑迄ニ存候ニ付、昨廿二日ヨリ漢東ニ参り見物仕、今午後ニ帰港仕候、明廿四日午十二

時ニ当港発舟仕候

○横浜発帆後十五、十六ノ両日ハ洋波穩ニテ一同相楽ミ申候、十七、十八、十九ノ三日ノ間ハ余程大風雨ニテ波高ク困り申候、乍併養之助様随テ小生ノ兩人ハ無異ニテ別段病氣ハ無之候得共、英作様義ハ初メテノ乗舟故敷、充分困却体ニ相見ヘ申候得共、是モ廿日ノ日ニ至リテハ平常ノ如ク全快相成申候、已後西洋者余程穩ナレハ安心ニ存候、養之助様御事モ決テ御休意被下度候、猶委敷儀ハ養之助様より御手紙参り候事ニ付相略シ申候、先ハ御礼旁香港無異着ノ御安内旁如此ニ御座候、頓首

一月廿三日

香港ニテ

大元方御中

伊達忠七

(3) ^{パリより}伊達忠七書簡(三井三郎助宛 明治一年三月七日付)

三月七日

三井三郎助様

巴里ニテ

益御勇健御座被遊大悦至極ニ奉存候、随而当方同行一同海陸無異本月三日朝巴里着仕候間、乍憚御休意被下度候、道中モ総テ不都合ナク、所々港々江ハ上陸見物致申候、マルセール江ハ二月廿八日夜十一時頃ニ着舟相成、同夜ハ上陸致出来故三月一日朝領事館より迎ノ人と共ニ上陸仕、直ニガラントホテル江参り、同日ハ

各用便ヲ違同日当所ニ一泊仕候、此夜ハ同所領事館ノ地走^(ト)ニテ芝居行仕候、同二日午前十時五十分之氣車ニテ三日朝六時ニ巴里着、其節ステンション迄坪内及其外出迎相成、総テ不都合ナク直ニ支店ニ参り候

一 養之助様義者着後当地ニテ前田氏及公使館、其他市中見物等相成、且渡英之義者坪内歎小生歎附添渡英可然心組之処、折柄当支店引移り等ノ義有之、坪内其外も殊之外多用、且小生も着後直ニ見聞シテ本社ニ通シ度急事件も有之候ニ付、其辺節角相談いたし居候処、幸蜂須賀殿御帰英ノ由承り候ニ付、同氏へ同行前田氏より依頼致被呉、則養之助様義者右峰須賀殿ト同行ニテ昨六日朝六時三十分ノ氣車ニテ御発シ相成、同日夕六時頃ニ者定テ御着英ト奉存候、尤御着英ノ節者ステンション迄井上公方より出迎ノ人来ル筈ニ付決テ不都合者無之義と相考申候、此段御休意被成度候

一 当地博覧会建築も八分通り出来相成、弥五月一日より開場相成可申候、都テノ建築者実ニ美ニシテ且盛大ナル事ニ御座候、将当社出品ノ家屋ハ凡三、四分通り出来相成、評判者至極宜ク、木品ノ結講ナルヲ仏人等実ニ驚ク処ニ御座候、弥出来上り開場相成候ハ、見物人之定テ群集セン事ヲ被察申候、三野村様ニ者見物ノ為メ御洋行ハ如何、実ニ広大ナル事ニ御座候、先ハ無異着御案内旁如斯ニ御座候、余ハ後便ト申残し也^(候)

尚々南様、弁蔵様、武之助様、其外御一同様江宜ク御伝言奉願

上候也

(4) 三井養之助書簡(父高喜宛 明治一一年五月三日付 三井物産会社用箋)

五月廿二日

尊父上様

養之輔

一 井上君御機嫌克当地去廿日午前七字四拾分ノ氣車ニテ御出立相成候

一 小生為御見送り来ル廿四日夜、或ハ廿五日期歎ニ巴里斯へ可罷出積り

一 三ノ村ヨリ注文ノ時計式ツ、井上君御婦リノ上御同人ヨリ直チ

ニ三ノ村へ御渡シ相成可申筈、且代価ハ七拾五磅^(五拾五磅者)ニ

有之候間、右代価物産会社へ御入金可被下候、尤委細ノ義ハ井上君ヨリ御咄シ相成候間、左様乍恐三ノ村へ御申入被下度候

一 井上君へ之進物未タ差上不申、何れ巴里ニテ坪内と相談之上取計可申積り

一 小生此度井上君御出立後ハ、是迄御同人御雇相成居候婦人Miss

ハレージト申者此度井上君御帰國ニ付御暇ニ相成、依而同人一

家借入られ候ニ付、其方へ児玉勝之助^(井上君)外吾人、都合三人

可引移積リニ有之候、尚委細ノ義ハ井上君ヨリ御聞取可被下候

一 井上君当地去十九日夜御出立ノ御積リニ有之候処、十七日頃ヨリ当地風烈數十九日ニ至リテ風不止、夫故俄ニ一日御延引、廿

日午前ニ御発足相成候

一当地ノ景況井上君ヨリ御聞取可被下候

先は右如斯、尚余事重便ニ可申上候、早々頓首

(5) ^{パリ支店より}三井養之助書簡 (父高喜宛 明治二年二月二八日付、追伸)

二月二十九日付 ^{パリ支店用箋}

明治十一年九月廿七日御認マ之御墨翰十一月十九日相達即刻拝読仕難有、当地此頃ハ追々寒氣ニ相向、兩三日前ヨリハ雨天多ク、霧風も同様、御地者如何ニ候歟、多分寒氣ヘ相向候事と愚考仕候、先以御摘益御機嫌克被為遊御座恐悦至極、目出度御義ニ奉存上候、随而小生以御蔭無事ニ日々精勤罷在候条、乍恐御尊意易思召可被下候、陳者アルウィン并兒玉勝之助婦朝ニ付、為見送小生去月廿二日ヨリ当地ヘ罷出、支店ニ滞在シ、日々店ノ様子柄実見仕居候

一アルウィン并ニ兒玉勝之助者、本月六日当地ヲ出立シテリラン、イタリヲ順廻シテ、廿三日ニナーブルスヨリ乗船シテアレキカソンドリアヘ着シ、夫ダボンベイ、カルカタ、印度ノ地ヲ順廻シテ香港ヘ着シ、広東ヘ順廻シテ上海ヘ立寄、夫ダ御地ヘ罷出候、多分横浜着ハ来十二年二月下旬と愚考仕、着京ノ上者兩人共直チニ御伺可申上心組ニ候、龍動、巴里ノ景況同人ダ御聞取可被下候、アルウィン出立ノ節為餞別小生ダ酒瓶四本入ノ箱老箱代^(三十)凡ダ内遣シ居候、兒玉勝之助ヘハ為餞別旅道具入ノ手提袋老^(三十)

^(二十四)代凡セツ内遣シ置候、アルウィンヨリ小生ヘ卷真ギセル沓本代^(七)凡三可也到来、兒玉勝之助ダ皮製ノ金入沓代凡三^(四)、皮製真入沓代^(三)円到来致候

一兒玉勝之助ハ是迄永ク小生と同居致居、何クエ参り候共兩人同道致、夜モ同部屋ニテ床ニ脚置、実ニ深友ニ有之候処、今般婦朝被致候故、誠ニ残念ニ御座候、小生日々無事ニ出勤致居候義及其他ノ景況同人ヨリ御聞取ノ上御承知被下度奉願上候

一小生義アルウィン当地出立後ハ即刻婦英可仕心組ノ処、御承知ノ通仏国大博覧会閉場前後支店殊ノ外多端、夫故坪内ノ依頼ニテ如斯ク長滞在ニ相成、併シ最早用向も二分通り之残ニ候故、来月上旬ニハ婦英致セル事ニ相考候

一伊達忠七去月廿二日ナーブルスヨリ乗船シテ婦朝仕候故、不日ニハ御地ヘ無事着ノ事と存候

一仏国大博覧会ハ本月十日ニテ全ク閉場ニ相成、日本事務官石原、久保其外兩三名、出品人兩人本月十七日出帆船ヘ乗込婦朝仕候、来月一日ニも出品人八、九人婦朝仕候

是ヨリ以下御報

一井上馨殿御婦朝後、奥様、於末様御同道深川下邸ヘ御入来相成候ニ付、尊君、三の村、西村、武之助様、於晴様及益田氏、木村氏御出席相成、其際予メ銀行会社ノ事御咄シ有之、物産会社当今追々都合宜旨詳細益田氏ダ被為上申候由、且御着祝ニ御越被遊候節も一寸両店ノ御咄シ有之、御申越委細承知仕候、此程

井上奥様ヲモ小生へ御文戴（深川下邸へ參上セシ時へ御親父様始メ御一同ニ御面会シ色々御世話ニ相成候故、御序ノ節宜御礼ヲ願フ）ト御添筆有之候、且井上君御着後早々尊君御越被遊候御噂も奥様の御文中ニ有之候

一 井上君御婦朝後ニハ長四郎様の御咄シ無之由、承知仕候

一 井上君御着後（龍動ニ於テ小生日々御世話ニ相成候ニ付）紅白縮緬式疋御送り相成候義被仰越難有委細承知仕、井上奥様ヲも右ノ由御文通ニ御座候

一 井上様御義、主上北越御順廻供奉ノ義及工部卿參議ニ被任タル義委細承知仕候

一 六、七月中ハ以御蔭無滞領事館納金為濟候義申上候処、御承知相成候由承知仕、又々来月中旬ヨリ上納金相始り申候、併シ必々御心配被下問敷候

一 先達而ハスコットランドニ於テ第一ノ大バンク閉店いたし、右ニ關係セシ龍動ノ大商人右バンクノ支店共閉店セシ故、其後ハ大ニ不景氣ニテ諸商売も皆不印ニ候処、此頃ニ至テ英魯ノ戦ノ咄又々始り、トルロ及ロシヤノ咄ニテ実ニ不景氣、尚又御國の洋銀相庭高価龍動ノ下価、実ニ驚人候義ニ御座候（此義ハ小生婦英ノ上克々取調候テ申上候）

一 金銀貨ノ相庭被仰越委細承知仕候

一 広岡御浅様御地へ御上京相成、しはらくの御滞京ニテ日々店表へ御入来、七月三十日船ニテ御帰阪相成、其後西京へ御出、尊

母上様へ御面会、宅ニテ御逗留、再九月十九日ヲ西京へ御出、廿一日御帰阪被遊候由被仰越、承知仕候

一 本年ハ七月下旬頃ヲ御地殊の外暑さ強キ由、八月ニ相成大ニ凌克由、九月十五日ヲ十七日迄続雨ニテ玉川出水シ、其水筋六郷川満水ニ相成候テ汽車も十六日七字ヲ滞リタル由、併翌十八日七字ヲ別之道通行致候由被仰越、委細承知、巴里斯も当年ハ殊の外暑さ強ク、龍動も殊の外暑さ強ク、七十二年此方ニ無御座暑さ之由、夫故カ当年ハ十月上旬ヨリ霧多ク、此頃ハ雨天多の由、龍動ヨリ文通有之候

一 北村文乃信（此者ハ小生不存申候）九月廿四日帰京セシ候被仰越承知仕候

一 尊君御義八郎右衛門様ヲ御用向有之候趣御申越、依而不遠内ニ御立帰リ被遊候御積り、尚来一月ニハ弥御帰西相成候御積り、併シ本年一度御帰西之上ニテ否哉御治定相成候云々被仰越委細承知、折角御道中御厭被遊可被下候、且西村厩四郎も同道御供仕候由

一 主上去八月三十日御地御発轡相成候テ上州、信州、加州、越後、越前、敦賀、大津、夫ヲ東海道、伊勢内宮御參拜還行相成候由被仰越、新聞紙ヲ此程一覽セシ候ハ、諸々ニテ心へ違ひセシ候者有之由ニ承知仕候、併シ此義ハ難信

一 十年物産ノ勘定大ニ都合宜候由、勘定尻（二七）セシ万ノ由被仰越承知仕、武之助様ヲハ何共御咄シ無之、尊君ヨリ此度被仰越候義ニ

テ初メテ承知仕候

一 寿陽様、山崎甚五郎殿御死去被遊候義驚入候

一 児玉勝之助ノ義先達而鳥渡申上候処、御承知相成候義被仰越、

承知仕候

一 去六月朔^{高明}、^{高辰}生^{高辰}辰^{高辰}保諸主賄料増方ノ義ニ付三平随行、御出京

相成、七月十日御帰西相成候由、是ハ深キ事小生不存候へ共、

多分六ヶ敷事と被存候

一 棟君二月廿七日頃ノ御帰西未タ御逗留ノ由、当時ニ不向之御事
と存候

一 八郎右衛門様御名前譲り替ノ義此程御申出相成候義、依而次郎

右衛門主へ讓換相成候様御答報相成候ニ付、十二年一月朗君事

八郎右衛門と御改正、総長役相動候事と云々被仰越承知仕候

一 弘君当年七月ノ第一国立銀行取締役ニ御転任、九月廿三日ノ深

川下邸隣へ御住居相成候由、付而は十月頃ノ御速御出京相成候

由承知仕候

一 おせい様も御懐妊ニテ今月^九ハ六ヶ月目ニ有之候由、武之助主も

当地兩換町旧小の組手代ノ家屋御買入相成候由、承知大慶ニ奉

存上候

一 小生入用ノ品有之候へ、尊兄上様へ御文通可致様被仰越難有、

当時ハ巴里ニ支店有之候故、別段何も入用ノ品無之、若シ有之

候へ、可申上候

一 龍動、仏國ニ者珍物有之候故、品買入ズシテ直段可申上様御文

通、就る^怨処、珍物トハ要用品ニテノ品ニ候歟又ハ古物ニテノ品

ニ候歟、凡の事御申越被下度奉願上候

一 小生義当夏為養生海辺ニ参リタル義、別段不快故ノ事ニハ無

之、当年ハ龍動殊の外暑氣強キ故、避暑ニ罷出候義と児玉勝之

助本年帰朝仕候事故、同人龍動へ参り候後七ヶ年半いづくへモ

不参故、同人と同道シテ只々氣の養生ニ参リタル而已の事ニ候、

小生事此度英國へ着セシ後一度風邪ニ候而已、其外ハ齒計リ、

併シ只今ハ最早無事ニ御座候間、乍恐御安心被下度御案事被下

間敷、何れ不日坪内ノ委細ノ様子直チニ上申可仕候

一 坪内、伊達への御伝言、伊達ハ被仰越候通り最早出立後故、坪

内へ申聞セ候、同人ヨリモ乍恐御機嫌御伺可申上候と伝言有之

候、何れ不日坪内ノ以書面御伺可申上候へ共、当時ハ多用故不

取敢小生ノ伝言ノ通り可申上候

一 御注文ノ金皮時計、銀皮時計の代価、別紙の事申上候へ共、時

計者龍動ニテ相求メ候方至極と存候、尤博覽会へ者色々ノ品参

リ居候へ共、皆々人機械委細ノ義ハ井上君ノ直チニ御聞取被下

度候、御同人御承知ニ御座候、如何トナレハ、先達而三の村注

文金時計ハ則井上の周旋ニテ龍動ニおいて買入候品ニ御座候、

尤右品ハ極上等ニハ無之、井上君御所持ニコロノメートルニテ

リウズウ巻ノ品御求メニ相成候、右代価者七十五磅、松方君御

求メ相成候品者七十壹磅、是ハ並ノ時計ニ御座候

但壹磅ハ日本金ノ五円ノ積リ

一当地ノ支店ハ至此頃ニ、日々客来毎日平均二十八九人有之、日々ノ売高平均五千仏凡千弗

過日来ヨリ来客沢山ニ相成候訳ケハ、博覧会閉場セシ故開場中ニ右三井物産会社之引札一覽セシ故、来タリタル事と存ス

支店ハ依頼相成居候荷物ハ、尾州名古屋七宝会社、肥前佐賀香蘭社、賀州加奈沢陶器商丸中孫平、東京精工社、東京住吉町斎藤善兵衛、京都西陣会社、横浜宮川香山、新右衛門町[㊦]太田万吉、同町新井半兵衛、其他貳三拾名ニ有之候

一博覧会開場中ハ花園ニテ日本売店ヲ出品シ、日々益田英作様出張シテ小商買致居候処、閉場後右残品沢山ニ付無^レ抛此度巴里市中ヘ凡向後卷ケ年ノ間小商店ヲ出シ、右残品此処ニテ売却可致見込^ミ御座候

一芝居、局馬ハ毎夜有之賑々敷噂承り候ヘ共実況不知

一松方君ハ未タ当地ヘ御滞在、不日ニシテ又候龍動ヘ御出張、夫^レ九州各国御順廻ノ上十一月下旬或ハ一月月上旬再当地ヘ御立寄ノ上御帰朝可相成御見込、且未タ御治定ニテハ無之候ヘ共、事義ニ依リテハ米國御順廻御帰朝ノ御積リトモ難計候

一吉原君ハ当月廿五日ナールス港ヘ御着船、夫^レ陸地ヲ当地ヘ御出可相成電信有之候ヘ共、未タ御着巴ニハ不相成、併シ不日ニシテ御着と存候

一去廿五日夜、小生坪内同道文部大書記官九鬼隆一殿方ヘ食事罷出候

一今便仏國博覧会中、日本家屋ニ付物産会社ヘ雇置候東京吉原料理人田中幸次郎用済ニ付帰朝仕候ニ付、同人ヘ相托シ当地ノ新

聞紙式枚差出シ候間、御一読可被下候、則繪は、松方、前田ノ写真ニ有之、横文ニは鮫島、松方、九鬼、前田ノ史略認メ有之候、併シ小生未タ仏文不読候間、噂承り居候而已也

一博覧会開場中ニ日本出品人ヘ賜リタルメダル、金廿二枚、銀四十八枚、銅凡百枚、内物産会社ヘ賜タル分ハ金三ツ、銀二ツ、銅壹ツ、賞状壹枚ニ有之候

一博覧会中ニ売却セシ日本商人者沢山有之候ヘ共、就中七宝会社ト横浜三野村長次郎トハ売上ケ金^モサ万円ツ、も有之候様子也

一当支店者日々日本料理ニテ珍ら敷龍動旅宿ニテハ会々持ユル而已故実ニ遊快ナル事ニ候、且当支店ニ旅宿致居候日本人廿四五名日々食堂ニテ大喜ノ故、是ニハ困却ス

右御報旁御無沙汰御伺申上、尚余事帰英ノ上可申上候也

尚々吉原局長昨夕御着巴里相成候ヘ共、未御面会不仕候

十一月廿八日 養之助

樹徳堂尊父様

本文相認メ置候時計代者少々難相知候間、何れ後便ニ可申上候也

十一月廿九日

養之助

尊父上様

〔6〕(三井養之助ロンドン滞在日誌)(明治十一年二月一日〜)

二月二日 和紙便箋

明治十一年十二月一日

一 午前七字四拾分ノ汽車ニテ仏国巴里斯ヲ出立、午後一字五分ニ
仏国カレイ^地名へ着車ス、此処ニテ昼食シ、同三拾分ニ蒸気船へ
乗込、凡拾五分過テ出帆シ、午後四字ニ英国ドバー^地名へ着船
ス、本日ハ日曜日故此所ニテ荷物検査シ、五字頃此所出車シテ
英国龍動へ行、午後六字半頃ニ英国龍動ビクトリエステーイ
ン^地名へ着車ス

一 本日ハ午前十字頃迄曇天、夫ヨリ後ハ風雨夜ニ入テ霧煙風ト成
ル

一 仏国カレイ^地名ト英国ドバー^地名トノ間ハ静海ノ場所ニハ無之、陸

地ニ風無之時ニテモ相応ニ船動キ、^{日本大坂ト神戸ト、}間乗船スルト同一、^{間乗船スルト同一、}仏国巴里斯

ニ博覧会開場中ハ蒸気船二艘合シタル舳ケニテ、四本煙出シノ

船ヲ此所へ浮ヒ渡海ノ旅客ヲ伴フ、当時ハ平常ノ蒸気船二三艘

ニテ渡海ス

一 ビクトリアステーション^地名へ着車ノ節、山尾熊三殿同所へ被申

居、同人ノ周旋ニテ *Ladbroke Crescent Notting Hill W.*

ニ旅宿ス

一 右旅宿へ着之節ニ南領事宅へ立寄り、仏国巴里斯在留大蔵大輔松

方正義殿ヨリ之伝言申ス

一 巴里支店エ出状ス

十二月二日

一 午前ハ霧強キ故在宿

一 午後小浦鏗三郎殿ト *Miss Haridge* 方へ行

一 井上奥様ヨリ日下義雄氏へ之御状届ケ方山尾氏ニ依頼

一 午後公使館へ絹糸一箱届ケル、夫ヨリ南保殿方へ写真届ケル

一 本日ハ寒さ少シ薄ラギ、午後少々降雨ス、霧同様

一 ⁽⁴⁷⁾

十二月三日

一 午前ヨリ蒸気車ニテ出勤ス

一 旅宿ヨリ店迄凡七英里、蒸気車ニテ行ケハ三拾五分ニテ *Bish-*

opsgate Station へ着ス、是ヨリ店迄凡二丁計り、町目ハ *I-*

Crosby Square Bishopsate St. E. C.

一 大蔵大輔松方正義殿、租税局長吉原大蔵大書記官殿、谷大蔵三

等属随付、昨夜巴里斯出立シテ今朝六字ニ *Victoria Station* へ

御着、同所ノ *Grosvenor Hotel* へ御旅宿

一 大蔵大輔松方殿へ御用ノ義ニ付大蔵三等属谷謹一郎殿来店

一 日本東京ヨリ日々新聞来ル

一 *Manchester* ⁽⁴⁷⁾ 地名平岡盛三郎氏へ為換金ノ義ニ付出状

一 日本東京小笠原旧知事小笠原忠忱殿へ鹿ノ子衿四掛、錦画廿一

組到着ス

一 本日ハ曇天霧少々

十二月四日

一 午前前日同様出勤ス

一 松方正義殿御旅宿へ出ル

一 巴里斯ヨリ大蔵大輔御荷物ノ義ニテ坪内ヨリ来信

一 巴里支店へ返書出ス

一 本日天気静ナリ

十二月五日

一 午前前日同様出勤ス

一 松方君御旅宿ニ出ル

一 本日天気昨日ノ通り

十二月六日

一 午前前日ノ通出勤ス

一 日本へ出状ス

一 天気寒シ、霧深シ、夜ニ入テ初雪降

一 松方君御旅宿へ出ル

十二月七日

一 午前々日同様出勤ス

一 午前松方君御旅宿へ出、茶相付場差上ル

一 松方君ヨリ来状、本日夜御旅宿へ出ル様申来

一 午後六字半ヨリ松方君方へ出、別盃ノ席へ出ル人員へ、松方君、

上野全権公使、吉原大蔵大書記官、南領事、二等書記官鈴木金

蔵・有嶋武、一等書記生園田某、一等書記見習末松謙澄・同大

越成徳・同長崎静吾、公使館御雇英国人レーノース氏、領事

館一等書記生立田某、大蔵三等属谷謙一郎、三井養助、惣員拾

四名ニテ午後八字ニ席ニ列ス、食事終テ後松方君、上野君、吉

原君、南君、末松君ノスピーチ有之、午後十二字ニ各退座ス

食料^(三)人前野^(三)磅野志位^(三)日本備^(三)引直^(三)シ

一 本日ノ天気ハ前夜ノ雪ニテ往来尤悪シ、乍去前夜ノ雪不融雪ハ

氷ト成人馬^(三)江ルコト甚多シ、夜ニ入テ寒さ増、雪少シ降ル

十二月八日

一 午後松方君御旅宿へ出ル

一 気候寒シ

十二月九日

一 午前ヨリ気車ニテ出勤ス

一 午前松方君御旅宿へ出ル、夜又御暇乞ニ出ル

一 夜松方君之御使ニ谷三等属旅宿へ入来セリ

一 午前ヨリ霧強ク終日瓦斯相用ユ

十二月十日

一 本日ハ霧深キ故終日在宿

一 松方君今朝七字ノ気車ニテ御帰仏

一 吉原大書記官ハ当地ニ御在宿

一 夜ニ入テ徳川家達殿旅宿へ行

十二月十一日

三井養之助(高明) ロンドン来状

一 午前ヨリ出動ス

一 上野公使ヨリ来状、坪内、百武、平岡ヨリ来状ス

一 日本ヨリ日々新聞、報知新聞ヨリ到着ス

一 平岡盛三郎殿へ日本ヨリ過日来ル為換手形マンチストルへ送り

一 氣候不相換寒シ、Regent Park 花園、St. James' Park 花園、

Hyde Park 花園、其他ノ花園ニ有之池皆氷ニ成、其張りタル

上ヲ亡ニ行老若男女沢山成由、昨日ハイドパーク花園ニテ亡ル

人五千六百余人ノ由也、同夜同所ノ氷リ破レテ落タル人三拾余

人、其内死タル人モ有之由、氷亡見物ニ行人沢山ノ由、日ニ寄

レハ夜ル松明ヲ燈シテ遊ヒスル者も有之由、尤遊女嬌婦モ其処

ニ共々遊ヒスル由

十二月十二日

一 本日モ霧深キ故在宿ス

十二月十三日

一 前同断

十二月十四日

一 午前ヨリ氣車ニテ出動ス

一 過日ヨリ降りタル雪昨日ニテ皆融タレ共、水道氷ノ為ニ不通、

瓦斯モ不通、乍去夜ニ入テハ家毎ニ燈ス故氷融、螢ノ如キ火故

蠟燭ヲ相用ユ

一 巴里支店へ出状ス

十二月十五日

一 本日々曜日ニ付終日在宿ス

一 天氣別段相変コト無ク霧煙深シ

十二月十六日

一 在宿

一 有嶋武殿大藏省官員へ英貨三拾五磅相渡シ、請取証書巴里支店へ送

ル

一 平岡盛三郎殿ヨリ為換金請取証書来着シ、日本本社へ送ル

一 午前九字半頃ヨリ霧煙尤深ク、往來向側人民ノ通行不見、庭前

式拾間先通行スル蒸氣車不知十一字半過ニシテ漸ク消煙ス、其

後ハ平常ノ通曇天

十二月十七日

一 午前南領事宅へ末歳進物持参ス

一 百武安二郎殿ヨリ依頼セシ Dr. Bruce 方へ可届ケ仏国ノ干菓

子持参ス

一 天氣終日曇、午後霧雨煙深シ

十二月十八日

一 日本ヨリ来状、巴里支店ヨリ来状ス

一 ヲリエンタルバンクエ英貨千六百磅可致様巴里支店ヨリ申来ル

ニ付、取扱方山尾氏へ依頼ス

一 天氣前日同様

十二月十九日

一 昨十九日ヲリエンタルバンクへ千六百磅巴里支店ヨリ之為換仕

払へきノ処、金融俄ノコト故可相成兼故見合タル由山尾氏ヨリ
承ル

一 右ニ付即刻巴里支店へ *Vigan* ヨリ請取タル金額通送スル様申
送タル由

一本日ハ霧尤深シ、朝ヨリ燈火ス

十二月廿日

一 午前ヨリ全快セシ故出勤ス

一 巴里支店ヨリ為換金千六百磅送来ニ付、ヲリエンタルバンクへ

払入支店ヨリ *Vigan* へ渡タル請取書銀行ヨリ請取り、此由巴

里支店へ文通ス

一 日本本社へ出状ス

一 *R. B. Irwin* ヨリ請取タル請取証書一通送ル (日本々社へ)

一 去十四日南領事へ英貨貳万二千磅上納セシ義本社へ文達ス

一 巴里支店へ七宝会社丸中氏荷物之義ニ付文通ス

一 天氣終日悪シ、霧煙深シ、瓦斯燈ス

十二月廿一日

一 在宿

一 巴里支店へ出状、村松氏、丸中氏へ出状ス

一 天氣平常之通り、夜ニ入テ増寒降雪ス

十二月廿二日

一 日曜日ニ付在居ス

一 昨日ヨリ之雪五英寸程積ル、本日ヨリ風雪無煙

1213

十二月廿三日

一 午前ヨリ出勤ス

一 曇天終日雪不融

一 夜ニ入テ山尾氏同道 *Hyde Park* へスケイト見物ニ行、同所

ノ池水凍、老若男女ハ其上ヲ江遊歩シ、巷人ツ、少ナル燈火ヲ

用ス、松明モ有之、人数千人余ノ由、氷ハ十三英寸ノ由

一 夜ニ入テ雪チラ／＼

十二月廿四日

一 午前ヨリ出勤ス

一 夜公使館へ年玉持參ス

一 夜六字頃ヨリ尤霧煙深シ、小生ノ勉強所へ霧煙入り、フトーブ

ハ為寒氣不燃、瓦斯火闌、往来スル人ニ行当るコト多シ、往来

ノ瓦斯煙ノ為不見、車馬蒸氣車ノ通行止る、諸売店ハ閉店ス、

往来ノ人民ハ松明ヲ持テモ霧煙ノタメ不用、鼻ノ穴、口、耳へ

ハ煙入込、地者一昨日降タル雪凍リタル故板ノ上ヲ通行スル如

ク足不止、往来人民ノ声凍ル

一 市中ハ明廿五日耶蘇誕生日ニ付兩三日前ヨリ鳥牛羊肉舎へ往来

軒先へ荒板ニテ家根ヲ拵へ、飾り売同様、鳥牛羊肉ヲ並釣シ(魚やも此

鳥牛肉や)、本屋(書物や也)、菓子やニハ進物品ヲ表へ並(細ハ平日も

ニ販ス)、上等、中等ノ人民ハ七面鳥ヲ買入ル、下等ノ人民ハ鷲ヲ買入、

家並ニ食堂へ *Iny, Miscellaneous, Holly, Laurel* ノ四枚ヲ釣シ、耶

蘇誕生ヲ祝フ由、尤仏國ハ英國ヨリモ尤盛ナル由

十二月廿五日

〔7〕三井養之助書簡(父高喜寛 明治二年二月二日付)

二月廿一日 「1867」九

第十三号

樹徳堂尊父上様

明治十二年一月四日ヨリ十一日マテ之東京日々新聞同月十二日横浜出帆之米國郵便船ニ托シ日報社ヨリ送越タル分、本月十七日朝相達直チニ拝見セシ処、四日、六日之双紙ニ曰、一月三日夜三井銀行ニテ新年祝賀ノ夜会ヲ相催セシ云々巨細ニ書認有之、定メ多人数故賑々數事ニテ有之候と愚考仕候

日々新聞公報告中ニ東京米商会所報告書ニ三井次郎右衛門義此度三井八郎右衛門と改名云々有之、尤此義昨年尊君ヨリ被仰越候御書面ニテ予メハ承知仕候へ共、其後ハ何共御文通無之故定メ今年者御改名ノ事ト心得居シ所、右報告ニテ委細承知仕候

○当國之大不景氣ト寒氣強敷事トハ近年ニ無之事者定メ仏國博覽會相濟候而帰朝スル人々及新聞等ニテ御承知相成候事と存候、然レトモ当社ハ政府ヨリ御依頼相成居候輸出米者非常の上直ニ売却出来、此頃売却致居候米者殆ト尅封度ニ付英貨拾老志六ペンス(小売老石ニ付日本通貨紙幣ニテ凡金拾二三四余)ヨリ拾老志位ニ売却ケ、此通り之相場ニテ追々文米売却ケ候へ、此上も無御座上直段、且此米ニ付而者別段当

市中者不景況氣と申コトハ無之候へ共、他ノ品々者皆不印也定メ最早御承知ニ者候へ共為念可申上義ハ左ニ

於歐洲ハ一昨年来今年マテ統テ戦合有之、昨年者英國トアフガニスタン國トノ戦合未タ不濟処、今年ニ於テ又々英國ト南アフリカ國ズルー人民トノ戦相始リ、此戦ニ付テハ英兵大キ不勝利、一昨年アフリカ國中英領分グードホーク地名ト申出張ノ英兵ハ英政府ヨリ下渡シタル軍旗式本此程ノ戦ニテズール人民ニ被取、英兵該地ニ出張ノ者五百余人、士官四拾名余罷死ス、被兵方ニテハ戦死ノ者五千余人ノ程、且同地へ出兵ノ英兵ハ凡五千人、被兵ハ武万余人、殊ニ被兵ハ皆々有名ノ強氣、何分英兵ノ勝利スルコト不知故、前周間ニ当地ヨリ彼ノ地へ英軍艦拾三艘ニ英兵乗込出帆シ、又昨廿日英軍艦三艘ニ英兵乗込出帆仕、臨時ノ飛脚船二艘も出帆セリ、是ニ付テパリアメント(政府集会所)ヲ開キ、日々集會ノ様子(此集會之様子柄ハ長文故略ス)、是ニ付テ英國ハ非常ノ入費出金多分ノコト故、市中ノ噂サニハ税金ノ上ルコトも難計由云々申居候

○昨年スコットランドノ銀行閉店後統テ当市中ノ商人武三ヶ所開店シ、其以來者殊ノ外ノ不景氣、是者市中ノ商人共者凡七ヶ年間ニ売却スル品物ヲ買集タル処右ノ戦起リ、其レガ為望ノ者有之テモ買求メ不致、買求タル商人ハ品物不捌ケ故金融相付兼殆ト困却スル者多シ、依テ何分ニも荷捌ケ兼ヌル者ハ追々身代限り、且當時大流行スルハ芝居身代限幾計リニ有之候

松方大蔵大輔御義、定メ最早此頃者御地へ御着相成居候事と奉存候、乍恐御同人へ御面会ノ上者宜御申上被下度奉願上候

先年米國領事館へ御在勤ノ富田鉄之助殿、今般当地駐割日本公使館詰被命一月三十日御地出立御渡英可相成趣承り候

川路陸軍少將今般御渡英可相成趣新聞紙ニテ承知セリ、右不取敢余り御不沙汰仕候間如斯、時候折角御厭被遊可被下、母上様へハ今便御不沙汰仕候間乍恐宜御申上可被下候、早々頓首

養之助^⑨

[8] 三井養之助書簡 (父高喜宛 明治二年五月二十五日付 複写紙)

覚

樹徳堂尊父上様

御海^(路カ)御君義四月四日御帰國相成タル趣恐悦奉存候、尊公久々之御帰京故定メ御用多ノ事と愚考候

上の公使者前書ニ申上候通り御無事ニ去十五日御乗船相成タル

趣、十七日ニネーブルス港ヨリ公使付之書記官ヨリ文通有之候芳川電信局長之御注文ニテ日本料理ヲ私宅ニテ拵へ、去ル廿日芳

川君御入来(外ニ書記官兩三名共ニ)、該料理之献立者鯛と鮭と者作り身^(切カ)、(鮭^(切カ)り身、海老^(切カ)、煮豆、菓子、水菓子ニ而六

品ニ有之、然ル処是迄私宅ニテ日本料理ヲ拵ヘル節者、上野公使之^(僕カ)雇入候へ共上の君と共に過日帰國セシ故、料理人無之、依

而無抛小生自料理、実ニ飯たき兼料理等始メテニテ睨ト^()、

然ル処左候得共飯ノ^(炊カ)出来克ク作り身ノ切方至極宜敷^(出来候カ)、
芳川君大キニ御嬉ひニテ色々日本ニ有様ヲ御話被成就中深川下
邸へ英客^()、^()ド氏ヲ饗応セシ^()、^()細ニ承り候、御同人者定メ
来ル十一月頃当地御出立ノ御^()有之候
先者右如斯今便者別段余事可申上処無之候、猶後便折角時かふ御
厭ひ被遊可被下候、早々頓首

三井養之助

[9] 三井養之助書簡 (父高喜宛 明治二年八月三日付)

一井上馨翁御帰國後ハ小生^{ランカストール}192 Lancaster Road ニ旅宿致居、

此家之庭先ヲ龍動都府中人民往復スル気車通行シ、鉄道線之辺
リニハ百種之野菜物植附有之、日々該気車之往復スル事幾百度

一此 Lancaster Road ト申処者龍動都府之西之方ニテ^{Nothing}
Hill ト申区之部分内ニテ少シク田舎ニ寄リタル場所、空氣最

上ノ地ナリ

一日々小生出勤スル場所者^{クロスビスクワイル}1番地
Square と申処ハ龍動府中東之中央ニテ最賑合処ナリ

一該所ハ^{アールダブリユアルウイン}R. W. Irwin ト申人ノ店、此人ハ米國人ニシテ先年来
当地へ出張シテ三井物産会社トコルデスボンデンスヲ結ビ、本

國三井物産会社ヨリ当地へ送越処之國産ヲ売捌キ居、我が領事
館ノ有之辺リナリ

一此 Irwin ノ店者不日三井物産会社之名義ニ引直シ、更ニ三井

物産会社支店トナシ、本国本社ヨリ支配人専人派出シテ事務取扱フ事ニ相成たり、左スレハ *Irvine* ハ当会社ノ代理人ニテ同ク社員ト可相成、エゼントニハ無之人ナリ

一右支店ニ派出スル支配人ハ笹瀬元明ト申人ナリ、此人ハ渋沢栄一翁ノ甥ニテ静岡県之氏族、米國ニ大博覧会有之たる節ハ事務官ニ相成候而該地へ出張シ、帰國後ハ三井物産会社之社員ト成り而支那國上海ノ支店詰ニ相成居、此度当地へ支店取立ニ付本社ヨリ出張為致ル趣ナリ

一当地去月廿六日頃ヨリ俄ニ暑々強ク相成、其後ハ日々晴天ニシテ毎夜月景最美ナリ

一日本米ヲ始メ其他各國之米共ニ本年ハ相場騰貴シテ、米中買入ノ祝ヒ一方ナラズ、氣配益宜シ、當時日本米当地ニテ売却スル相場玄米卸売ニテ一袋凡十四志 日本紙幣ニテ凡三円七十銭、白米ニテ一袋十七志位

一本年欧州各地共ニ天氣非常ニ惡敷故生糸ノ出来最惡敷、故ニ支那、日本兩國之生糸相場大キニ騰貴セリ、然ル処去六月上旬俄ニ高直ニ売捌ケたるニ付、其後ハ直段騰貴スルコト少し薄ラギ併シ先周間ヨリ天氣相換りたるニ付、又々相場少シツ、相換りたり

一支那政府ハ此度当國造船司ヨリ軍艦八艘并ニ彈藥大小砲銃ヲ買入、既ニ軍艦八艘者最早支那政府へ出帆シ、彈藥大小砲ハ當今積送り中之由、市中ニテ之噂サニ者日本ト開戦スル様子

一小生義本年も養生之為凡二週間程田舎の方へ罷出、休暇可致積り

一小生義以御蔭当國派出後者未タ是と申ス程之病氣ニテ引籠たるコト更ニ無之、折々者風邪ニテ困却スル計ニ有之候

一御尊君始尊母兄上様ニも不相換御機嫌克御入らせられ候事と奉推察候

先者右如斯時候御伺旁、早々頓首

十二年八月三日

尊父上様

三井養之助

〔10〕 三井養之助書簡(父高喜宛 明治二年八月二日付)

八月廿一日「1893」九

尊父上様

本年も為養生二週間程海岸へ可罷出積リニ有之候処、御承知之通来月一日ヨリアルウイン店ヲ三井物産会社支店ニ引直シ候ニ付、先達^也も申上候通り、東京本社ヨリ当店詰支配人トシテ笹瀬元明(渋沢栄一之甥) 渡英いたス趣益田ヨリ申越、既ニ同人最早東京出立シ、香港ニテ兩三週間滞在、其上彼地之用向為相濟、不日ニ着英相成候と存候、依而當時者支店創立及笹瀬元明着英前ニテ別段是と申ス用向モ無之候へ共、何歟彼是仕居候而未タ海岸へも罷出、又諸方ヨリ泊り懸ケニ參る様申越居候へ共追未タ何れへも罷出、廿三日ヨリ廿五日迄龍動近辺之田舎へ泊り懸ケニ參る様

申越タル人有之候ニ付、一兩日休息旁可罷出積リニ有之候

六月上旬、横浜支店詰馬越恭平御地へ罷出、久々ニテ御面會仕たる義申越候、同人ヨリも時々書状有之候処、当春以来ハ書状不参故如何致候歟と存居候処、一月頃ハ長崎其他之地方へ罷出、漸ク六月十一日ニ帰店セシ趣、久々ニテ此程文通有之候

当地ハ又々兩三日雨天ニテ雷鳴多ク、霰雨降りニテ大キニ困却仕候、当夏ハ暑サ廿日程之間ニテ夏と申セハ夏ニテ、六ヶ月之春秋と申シテも可然天氣、諸方ノ木ノ葉最早追々散落チ、寒暖計者正午六拾四度位、市中之景氣大キニ悪敷、人民ハ追々田舎住居ニ相成者多シ、物品者下落スレ共買手無之、流行病ハ無之候へ共氣候不順ナルニ依而病人諸方ニ有之候

川路少将来ル廿四日馬港出帆之船ニテ御帰国之趣
右如斯、時候御伺考、早々頓首

三井養之助

〔11〕 三井養之助書簡(父母宛 明治二年八月二十八日付)

前文御用捨可被下候、陳者御益様春來御不快ニテ御引籠御養生被遊候次第、野依周吉郎、西沢市兵衛之兩人ヨリ委細之義文通有之承知仕、誠ニ呉々も御残念成コト筆紙ニ難書尽、六月廿八日真盛寺ニテ御内葬御營ミ被遊候趣、御本葬者西京ニテ御營ミ被遊候ニ付、景兄ニ先御帰京被遊候御積リ之処、悪病流行中ニ付於東京ニ御中陰為御済、其上流行病薄ラザ候へ、西沢市兵衛其他之兩人共

ニ御帰京被遊候次第承知仕候、定メ此頃者景兄ニも御帰京相成居候事と存候

芳川電信局長一昨廿六日午後二字之氣車ニテ当地御出立、巴里へ御(出)同地ニ而二週間御滞在之上歐洲各国ヲ御巡覽、其上(十月カ)下旬伊太里亞ヨリ御乗船、夫々印度地方御帰国相成、御同人御帰国之上者直チニ小生此地ニ無事ニ罷在候義御伝言有之様願置候間、御聞取被下度

芳川君同地ニ滞在中者日々御旅宿へ罷出居、折々者芳川君之買物ニ(御同)道シ或ハ御旅宿ニテ食事シ、或ハ碁遊シ日々(御同)君之御噂致居候

川路少将者去廿四日馬港御出帆相成、御同人者前申上候通り当春御着仏後者肺病ニテ日々御引籠御養生相成居候へ共、別段ニ御全快と申スコトも無之、又当冬歐洲ニ御滞在候而者悪敷方ニ相成候共宜敷方ニハ不相成趣、依而俄ニ御帰朝相成たる事ニ候、船中ニテ御不快無之候へ、宜と(地御)申居候

高島君者当時歐洲各(地御)順見中

米國在留我等領事高木三郎氏者本日巴里ヨリ当地ニ御着之趣、先便申上候通り小生去ル廿三日午後五字五分之氣車ニテपीイトルス・フィルドと申ス田舎へ罷出、此地者龍動ヨリ五拾五英里有之、小生罷出たる家者ロンドン・マウンテン・パンク之支店ニテ随分之大家ニ有之、廿五日午後六字三拾六分之氣車ニテ帰宅仕候、然ル処、先周間ヨリ天氣統テ悪敷候処、廿四日ハ終日天氣ニて大

キニ仕合シ諸方遊歩仕たり、併シ別段珍事ハ無之、只食事シテ遊歩スル而已、此地へ日本人之來ルコト小生始メニテ、市中之人々日本人珍敷故小生ヲ見ニ出る人多シ

東京者米国高名之グラント氏來客ニテ日々盛ナルコトノ由、故ニ益田ヨリモ文通無之候
右如斯、猶余事重便ニ可申上候、早々頓首

十二年八月廿八日

三井養之助

尊父上様
尊母上様

(12) 三井養之助書簡(父高喜宛 明治二年一〇月三日付)

一筆啓上仕候、当地最早霧煙ニテ日々ニ寒さ相増、御地も定メ同様の事と存候、先以御揃益御機嫌克被為遊御座、恐悅至極目出度御義ニ奉存上候、隨而当方以御蔭日々無異ニ事務取扱罷在候条、乍恐御尊意易思召可被下候、扱其後者御無沙汰仕、過日来ヨリ一書差出スヘキ筈之処、実ハ

九月十八日ヨリ富田鉄之助順從代 理公使末松謙澄一等書 記見習之両氏と共に Scotland へ罷出候テ、漸ク本月三日ニ帰宅仕候

別紙ヲ以テ右旅行セシ様子柄入御覽候間、宜敷御考説被下度、隨分一度者見置候而も能キ場所と愚考仕候

御地未タ流行病有之趣、殊ニ八月下旬ニ者非常之雷鳴ニテ有之た

る趣新聞紙ニテ承知仕、併シ宅々一同御別条無之事と奉存上候
壽艷様御中陰無御滞八月十四日御尽七日為御済相成候趣、未タ景兄御帰宅不相成趣、当時東京銀行ハ無人之由ニテ、殊ニ寄てハ景兄北国分支店支店檢査ニ御廻行相成趣過日市兵衛ハ申越、景兄ヨリ者御文通無之故定メ御多端之事、殊ニ御旅行之際故と推察仕候

三井物産会社々員笹瀬元明義、以御蔭九月二日香港ヲ出帆シ、本月十日ニ無事ニ巴里へ着仕候由安久ヨリ申送り、未タ該店ニ滞在仕居、実ハ巴里支店も當時者無人、其上近々ニ同店転居仕候故、猶更人手無之、笹瀬も該店ニ社用有之旁手伝へ致居、何れ用向相濟次第出英候事と存候

西沢市兵衛事も未タ東京ニ罷在候由申越、尊君者當時京都ニ被為在候事と存候

東京表者過日来折々夜会等有之候而非常賑合之由、紙上ニテ承知仕候、先者右御不沙汰御伺旁如斯、折角時候御厭被遊被下度、早々頓首

十二年

十月廿三日

尊父上様

三井養之助

(別紙 スコットランド旅行記) (明治二年一〇月)

九月十八日午前十字四拾分 London Str. Pancras Station ヲ発シテ Edinburgh へ趣、途中之景色午前之処者余り美景と可申処者

無之候へ共、午後二字四拾分頃と思ふ時、一ヶ所之 Station へ着車ス、此ステーション者 *Nonanton* と申所ニテ随分盛ナル場所ナリ、此処ニテ乗客一同中食ス、車止マルコト凡三拾分ニシテ午後八字四拾分ニ *Edinbara* (此地者スコットランド之京都ナリ) へ着車ス (ロンドンヨリスゴットランド都迄之里數三百) 此夜ハ別ニ見物スベキ場所無之故ホテルニテ一宿シ、翌十九日市中之案内人 (案内人ト申シテ見物売人ナリ、此者之雇) と共ニ馬車ヲ雇 *Holyrood Palace* (此地者昔ス料亭入一曰七志六片ナリ) 申ス女主人住居セシ城ニテ、見物スル品々者同女主人之寢居食堂ヲ始、其他城内ニ有之藝所、油畫教等之品々ナリ、見料ハ客人前ニ付六片ツ、ナリ) 寺院、裁判所、古城 (此古城ニ者當時英兵) 等ヲ見物シテ博覽館へ出、此処ニテ中食ス、夫ヨリ大中学校及支離之男女尼教育学校等見物ス、翌廿日朝七字イジシ、バラヲ出立シテ *Grand Burnistand*、*Lady Bank*、*St. Andrews* (此シントアンドリウスと申処ニ者千百年頃) 出立シテ、川幅ニ里十三四町位千有之処ニ懸ケ渡シ有 *Perth* 等 *Dundee* (此鉄橋ヲ氣車ニテ通行ス、橋ヲ行ク時間氣車ニテ凡五分之間) 等ヲ見物シテポーウエス・ステーションニテ中食シ、夫ヨリ有名之 *Highland* ヲ氣車ニテ登リ、*Pitlochry* (此処者ハイラ) へ着ス (此時午後五時三拾分程、無拠此処ニテ一宿ス)、翌廿一日朝拾字四拾五分、此処ヲ出立シテハイランドヲ下リ (此ハイランド者昔シヨリ咄シニ聞及ニ岩) 七午後三字ニ *Inverness* へ着ス (此日者日曜日ニテ見物スル処無之故寺々ヲ見物シテ墓所ヲ見物ス)、此地ニ懸ケ渡シ有之橋者不残の橋ニテ、日本形之木橋と思ふ橋皆ケ所有之、翌廿二日午前七字ニ同所ヲ出立シテ *Caledonian Canal* (此処ヲ蒸氣船ニテ通行シ朝昼夕ナリ) ヲ行、十字頃有名之滝ヲ見物ニ行 (此処ニテ船皆字間止マル、

滝之見料四片)、午後五字ニ *Farrs William* ニテ船ヲ乗換テ夜八字頃ニ *Oban* へ着ス (此夜此地之ホテルニテ一宿ス、着後雨風)、翌廿三日朝八字ニグラスゴ地へ向ケ、当地出立之積リニテホテル勘定為相済候而門へ出シ処、非常之雨風冽敷候而、何分ニも波戸場へ出るコト出来兼、依而無拠一日此地ニテ滞留ス (此日小生同様困却セシ人多シ、乍去此地者小島同様之地ニテ氣車有之処迄者廿六、七英里有之、依テ悉ク人々ハ皆乗船セリ) (跡ニテ承るニ船之破れたるコト五、六ヶ所モ有之たる由)、夕刻ニ至レ共風不止、且此地ハ小島同様之地ニテ船便而已、當時鐵道築中、當時鐵道出来居処迄者貳拾六、七英里有之、若シ其処迄行コトヲ好メハ馬車ニテ行、依テ何分ニも風不止候故乗合馬車会社へ行テ乗車之切手ヲ買 (客人前上) 翌廿四日朝者昨夜ニ代リ晴天ニテ海上至極平安、浪靜ニシテ風吹不致、依テ午前八字ニ乗船ス (昨廿三日乗合馬車会社ニテ買入タル切符損スル、残念ナリ)、夕七字頃ニ *Glasgow* (此地者造船所其他鉄細工所) へ着ス (此朝ヲベン出立シテ後十字頃ニ又一ツ之カナルエ入り、此処ニテ船乗換、十二字頃ニ至テカナルヲ出海之蒸氣船へ乗換ル、此辺之景色よし、尤〇食トモ船中ニテ喰ス)、此夜ホテルニテ一泊ス、翌日者馬車ヲ雇ヒテ市中之古寺院、古城、大学校、博物館ヲ見物ス (此博物館之出品多) 翌廿六日朝七字ニホテルヲ出立シテイジシバラニ向ケ出車ス、十字頃ニ氣車ハ氣船ニ乗換ル (此辺之人民ハ皆答ナシ、男女共〇服着用ス) 十二字頃ニ *Lock Lomond* ヲリ *Lock-Katrine* へ着ス (此処ニ

リ凡五英里程山中ヲ四疋立之乗合馬車ニテ行、程少し後レテ胡水辺へ着ス、十二字半此処ダ又胡水蒸氣ニ乗換テトロサークスト申処へ着ス、(此時一字半頃也)、(此辺之景色ハ過日来旅行セシ内之第一トモ言ベキ美景色之処諸方ニ有之、場所ニ至テハ近江辺之景色アリ、又奥州松嶋之景色アリ、乗船客者十二、三人而已、諸々之山々ニ降雪ス、随分寒シ)、トロサークスヨリ *Lowest* スターイション迄乗合馬車ニテ行(此里数十英里ニテ馬ハ四疋立、乗料者三志ヅ、ナリ)、ロベスト・スターイションヨリポートルスターイション迄行、此処ニテ気車乗換ニテ夜八字頃ニイジンバラへ着ス、翌廿七日此地ヲ出立シテ *New Castle* へ着ス(此時一字頃ナリ)(ニューカスル者英国内ナリ)、此地ニテ一宿ス、廿七日、廿八日者此地之古寺・古城等ヲ見物ス(此地ニ礦山アレドモ日曜日故見物不出來残念ナリ)、廿八日午前十一字ゴロヨリ *Tyne Mouth* へ行(此地者海岸ニテ旅客随分有之レ雖、少々時候後れたる故當時者凡二百人計リヨリ不居、此日者雨降ニテ殊ニ日曜日故見物スル処無之シテ即刻ニニューカストルへ歸る)

附曰、廿七日午後一字頃ニニューカスルへ着車スル前、此地ヨリリパブルエ向け出車スル節、老人之娘(婚礼後凡一ヶ月モ相立チテ別レル節ヲ取テ礼スルヲリ)気車之為ニ體三切レト成テ即死ス

廿八日午後八字ニニューカスルヲ出車シテヨークへ行、博覧会ヲ見物スル爲此夜ホテルニテ一宿ス、翌朝此地之寺ニ博物館、博覧会等ヲ見物シテ、午後三字四拾分ノ気車ニテ *Scarboro* へ行(此

地者海岸ニシテ毎年各地ヨリ遊ニ來ル人多シ、當時之遊客ニ、三千余人之由)、此地ニテ兩三日滞在シ、毎日海岸へ出て遊歩ス(此地ニテハ別ニ見物スル所無之、只海氣ニ當る而已、依テ新聞なし)、十月四日ニ此地ヲ出立シテ無事ニ龍動へ歸る

三井養之助

[13] 三井養之助書簡(兄高景宛 明治十二年二月七日付)

笹瀬元明出英便ニ御送り相成たる松魚箱壹個在入之ゆかた三枚、
 □子式枚、近事評論、団々新聞、味噌、ごま、数ノ子正ニ相届き、即刻ニ開封いたし誠ニ難有、御手数相懸ケ候段厚ク御礼申上候、諸品共無事ニ有之候間、御案心可被下候、扱又尊公三銀用向ニテ北方筋同行分支店之検査等ニ御出張相成候趣、定メ最早御出張相成候而御滞なく為御済之上御帰宅相成候事と奉推察候、又定メ此頃者西京ニ御滞在之事と存候、○武之助殿方於式殿久々病氣ニ有之候処、養生不相叶終ニ死去相成候由、誠ニ氣之毒千万、乍懼御序ニ宜御申伝へ可被下候

三の村、野依、西沢へ者何れ後便ニ出状候間、左様御申入被下度尚、少シ申上度事も有之候へ共、本日最早相認メ候寸間無之、依而後便へ申上候

父母御双公へよろしく御申上被下度
 折角時候御厭ひ可被下候也

十二年

三井養之助

十一月七日

尊兄上様

〔14〕 三井養之助書簡(兄高景宛 明治二年二月二日(五日))

小生当地へ昨明治十一年三月七日ニ来り、井上公之御旅宿ニ止宿致居候而日々英語之稽古シ、日々三井物産会社之用向ニテアルウキン氏店へ罷出居、井上公御帰国後者井上公之御世話ニテ尼玉勝之助氏と共に(是迄井上御奥様之御稽古ヲ始メ其他井上公之賄等引請、井上公之御旅宿ニ止宿致居たる者、井上公御帰国後一家ヲ借入候テ尼玉勝之助氏と小生ヲ世話致度様井上公へ申上たるニ付井上公御出立後直チニ右方へ罷出)止宿致来り、其後勝之助氏ハ帰国シ、本年二月ヨリ益田孝君弟英作氏と共に右方ニ止宿シ、日々稽古シテアルウイン店へ罷出候処、去九月一日ヨリアルウイン店著更ニ三井組之名前ニ引直シ、本社ヨリ笹瀬元明氏出張被致たるニ付(小生之考ニ者此度笹瀬氏出張相成たるハ正ニ小生と交代人ニ無相違事と思ひ、「小生者笹瀬と交代スルナレハ最早兩三ヶ月ヨリも当地ニ不被罷居、又帰国セハ最早当地へ参るコトも無之」折角是迄当地ニテ大金ヲ出シテ稽古セシ洋学モ日本へ帰レハ「不用ニも不相成候へ共」余り入用ノ事も無之事故「先年米國ニテ凡疋ケ年半程稽古セシ時、一度帰國セシ後不用ニテ皆失念セシ故、此度も同様之事と存」、日々夜々其事ヲ思ひ毎夜少しも克き心持ニ寢たる夜去五月十二日後更ニ無之、併シ今まで如斯日々先生ヲ招

きて稽古セシ故、今日日本へ帰りても諸事無差支、通弁ヲ始メ余事ニ至ル迄用立とも不被申上、故ニ五月十二日以後ハ非常ニ勉強シ、笹瀬氏出張後、是迄小生取扱たる用向同人へ引渡し)小生者は是迄ノ通り勉強セシ処、浮^ウシテ右之女ニ心ヲ写シ又女も小生ニ心ヲ写シ、色々咄シ言聞セシ上女ヨリ小生と婚礼致度義申出シ、尤小生之事者井上公当地ニ御滞在中御同人ヨリ巨細ニ咄シ承り、又小生者日頃病身之趣も井上公ヨリ承りたるニ付、色々小生ニ付而之心配も致呉レ、其後者幸ニシテ小生不快ニも不相成、且又何方ヨリ承りたるヤ小生不日ニ帰國スル趣承りたる由、故ニ何卒出来るコトナレハ小生と婚礼致度様過日ヨリ再三咄シ有之たり、小生も前ニ申ス通り浮として右之女ニ心ヲ写シ、又者は迄三井家ハ同苗中ニテ従兄弟と婚礼而已シテ他家ヨリ入家スル者多からず(尤小生貴地ニ罷在候時ヨリ数度益田君ヨリ以後従兄弟と婚礼シテハよろしからず、他家ヨリ婚礼スル様懇ニ咄シ有之)、故ニ何卒小生者右之者と婚礼致せる様御取計被下度

小生ヨリ右之者へ申入たるニ者、日本之風俗として兩親有之悻者該兩親承知の上ニ無之而ハ壁^ヒハ双方何程ニ申合セテも兩親承知せざる時者家治り難ク、併シ小生も貴女と如斯相成候事故何卒ニ兩親ヲ始メ井上公、益田・三の村之両君克ク此義承知致度、若シ日本ヨリ婚礼致候而もよろしく由申来り候ハ、小生も此上無之幸ヒ云々申聞セ置候間、右之者之身柄其他之義万事井上公へ御相談之上、何卒婚礼致様御指令被成下度

右之者と婚禮セハ其上日本へ帰りたれハ日々右之者之通弁致ス事故、中々只今迄習ひ来りたる洋字も不用ニハ不相成、又会社へ外人来りテも随分駢引等益田君之指令ヲ請ケ致せる事と被存候右之者も小生同道貴地へ罷出候ハ、井上公とも久々ニテ拝顔出来、又婚禮セシ上ハ日本家屋ニテ日本風俗ニも可相成心持、又貴地へ着後ハ日本言語之稽古も致ス積り、尤井上公御滞在中ヨリ今日ニ迄一家ヲ引請居候故、所帯向きノ事ハ充分ニ呑込居右之者者当年三十一才ニテ容色ハ美と云ニハ有ザレ共読書出来、日本人ノ事克ク心得居、井上公方ニ罷在候節御奥様之御手元ニ罷居候事故ニ少し日本語存居、井上公御帰國之節大キニ別レヲ歎き、今一応拜顔致度事と時々申居

右之者之先祖ハ今ヨリ武三百年以前イーセクス^{地名}と申処ニテ高名之由、百五拾年以前者随分ニ同苗有之タレ雖、欧風俗ニテ子ノ無之者者養子ヲ不望、當時ニ至テハ伯母老人有之(欧州之家法今此紙上ニ難書尺)

伯母者此事過日鳥渡右之者ヨリ承リシ後者存外ニ悦ビ何卒程克ク御父上御母上御聞濟被下候ハ、此上も無之仕合、且又伯母も当年ハ七拾四才ニテ伯母方ニ者親類ヨリ老人娘子ヲ廿四五年前ニもらい候而日々右之者と兩人相暮シ居也

如斯婚禮致度趣申上候ハ、必養之助至急帰國スル様御申越とハ存候へ共、何卒程克樹徳堂尊父母公始メ、井上、益田、三の村之三氏へ御申上被下候而、婚禮相叶候様々も奉願上候

此状定メ三月月上旬ニ者御落手と存候、左スレハ何卒早々西京へ御懸合被下候而至急ニ婚禮出来候様御指令被下度

小生婚禮セシ上(又ハ貴地へ帰りシ上婚禮スルトモ)ハ何れ東京ニテ一家ヲ借入不申テハ不相成、故ニ何卒程克々御周旋被下度、且又入費も何程位(小生兩人ニテ下女兩人)相暮セ候歟、当地ニテハ老周間ニ(七日之間)英貨六、七磅(下女之月給日々ノ小賃 物家之借料等ヲ込メテ)位ニテ暮シ相立故ニ、貴地ニテ一ヶ月五拾兩も有之候ハ、充分と被存候未タ一度も不義ナル事者不致候間、早ク御指令有之上者婚禮シテ而シテ後表向きニ可致事と相方約定致たり、御安心被下度、決シテ是迄日本人ガ当欧州ニテ婚禮セシ如ク婚禮前ニ申訳ケ無之次第ヲ致シテ如斯婚禮之義相願候ニ者決シテ無之、樹徳堂尊父母之両公、井上、益田、三の村之承知無之時者何トモ致方無之、左スレハ其趣ヲ巨細ニ申聞せべく候へ共、必一応井上君へ御咄シ御相談被下度

右之者ヨリも井上君へ此由文通可致候趣

此他巨細之事申上、且承り度候へ共、未タ婚禮御ゆるし相成候歟又者御ゆるし不相成候歟相分り不申故ニ、早々婚禮之義相叶候様御文通被下度、左スレハ委細之義可申上候

若シ此事相叶候ハ、日本人ニテ表向き(不義ニ無之シテ)婚禮セシ者之初度ニ有之

小生ニ於テハ少しも異論無之、只々先々ヨリ申上候通り、彼五名御承知之上ナレハ婚禮致度(只小生ヨリ少し年寄ニ候事而已)

先者右如斯御願申上度、何卒婚禮致シテよろしき様御文通被下度
此段早々御請奉願上候也

十二年

高明

十二月廿五日

高景尊兄

御親展

禁他見

別紙ニ相認メたる義何卒程克樹徳堂尊父母上様ヲ始メ井上、益田
之双君等へ御相談之上、相叶ひ候様御取成被下度希願、実ニ双方
ヨリ之事ニ候故身柄等井上公へ御尋被下候ハ、逐一ニ相分り可
申、且又當時者左程婦貴ナル人ニも無之候へ共、百五拾年前ヨリ
統テ式三拾年前迄者山中善右エ門氏程之身柄之由、尚又巨細ニ御
承知相成度候ハ、早々尋合御報可致候間、何卒御聞濟可被下候
必々養之助至急帰国スル様との御申越無之様、且左ニ無之而願之
趣難聞届との義も御申越無之シテ願之義聞届候と御文通被下度様
奉願上候

十二年

十二月廿五日

高景尊兄

御親展

禁他見

高明

〔15〕 三井養之助書簡（兄高景宛 明治十三年一月二日付）

新年之御慶不可有際限御座目出度申越候、先以西京樹徳堂尊父母
上公ヲ始メ御一同御揃、益御機嫌克可被遊御重歳珍重奉存候、次
ニ当方無異儀加年仕候、乍憚御放慮可被下候、先者年始御祝詞申
上度以愚札如斯に御座候、猶期永陽之時候、恐惶謹言

明治十三年一月二日

三井高明

三井高景尊兄

陳者別紙封中之一書旧年ニ可差出筈之処、最早旧年之出帆日ヲ延
シたる故ニ今便差出シ可申上候間、何卒御見覧之上願事可相叶様
御取計被成下度、実ハ此義難相叶とハ存候へ共、先年小生米国へ
参リシ時ヨリシテ此事相考届、且又是迄三井家之風俗トシ余りよ
からざる習ひ、殊ニ御一新後ハ三井組も大井ニ家風相換り、本店
ハ三井銀行とナリ、小生ハ三井物産会社之名前ニ相成候而、明治
十一年ニ益田之差図ニ依テ当地へ来り日々之稽古、実ニ只今日本
へ帰国スレハ又もや是迄之通り英語相失レ候事、先年米国ヨリ帰
国セシ後と同様、故ニ別紙願ひ之儀相叶ひ候ハ、幸福候事と存候、
且又先方も随分心ある儘て殊ニ井上公も御承知之者故ニ何卒程克
御相談之上可相叶様御指令被成下度、決シテ是迄例ある通り之次
第ニハ無之、小生も両親有之身分故、他ノ人之如キ心にて此義相
願候てハ三井家之先祖ニ対シ何卒申訳ケ無之故ニ、貴兄ヲ以テ別
紙ニ書認有之人々へ御相談被成下度、御ゆるし無之てハ小生も安
心シテ成ス事も不相成

新年早々如斯事相願候てハ若シ御ゆるし無之時者夫迄の事、併シ先一応御尋不申候ハでハ実地不相知故ニ明治十三年之春ヲ以テ斯之義奉御伺候

先方も此義御叶ひ被下候や、又ハ御叶ひ不相成候ヤと時々小生へ尋有之候故、何卒至急ニテ御報被下度

呉々も此義六ヶ敷事とハ存候へ共、前ニ申ス通り一応相尋不申シテ小生一心ニ相極メ候てハ後々之事、実ニ困却致候、此義相ゆるし有之候時者貴地或ハ当地ニテ相計候様、且入費等巨細ニ御申越被下度、偏ニ奉希願上候

希望スル処者外ニ無之、只小生英語失念不存処と、外国人ニ対シて三井家之名前相広メ候事とニ有之候

先者右如斯、呉々も此義御叶ひ被下候様願度奉実願候、猶余者後々ガ統々申上候也

明治十三年一月二日

高明謹(花押)

高景尊兄

禁他見

樹徳堂尊父上様ヲ始メ其他へ之年頭御祝義者本月十日出帆船

ヲ以テ差出シ可申候間、左様御承知被下度、此段願上候

森公使ハ十二月三十一日ニ仏国馬港へ御安着相成たり

[16] 三井養之助書簡(父高喜宛 明治十三年一月二日付)

明治十三年一月二日

樹徳堂尊父上様

改春之御祝儀万里御同慶大賀至極目出度申納候、未タ寒氣難去先以御摘、益御機嫌克被為遊御重歳恐悦ニ奉存上候、随而当地一同以御蔭無異儀加年仕候段、乍恐御尊意易御思召可被成下候、扱旧年中者誠ニ無申訳御不沙汰仕、歳暮御祝義として一筆可差出管之処、例之筆不性ニテ終ニ不差出御不礼セシ段不惡御用捨被成下度、猶今年も不相換御添心被成下度、此段御願旁一書通送仕候、当地旧臘ヨリ別段ニ相換りたる事更ニ無之、一同無事ニ越年いたし候、先者右如斯新年御祝詞として以愚札申上候、猶期後事余便之時候、恐惶謹言

三井高明

二白

未タ寒氣強事ニ候と愚考仕、折角時候御用心被遊被下度、此段奉願上候

[17] 三井養之助書簡(兄高景宛 明治十三年一月五日付)

先便申上たる義能々相考候処、若シ此義井上、益田、三の村へ御相談之上小生と彼ノ者ハ何歟不義ヲ致シテ如斯之義相願出たると被思候而愚敷風分ニても有之候てハ彼ノ者へ対シテ誠ニ氣ノ毒、小生之翻訳違ひ之様ニ存られ候てハ小生者勿論、彼ノ者へも申訳ケ無之候間、何卒申上兼候へ共、此義相叶ひ候様奉懇願候、且又此義心いそぎ候者外ニ而も無之

今般森公使御家族と共に御出英、公使館ニ御滞在有之、就而ハ奥様の御稽古、公使館賄之義ニ付右之者ヲ御雇入相成度事ヲ本日鈴木金藏申参りたる由、就而者右之者ヨリ小生ハ尋有之、若シ小生ゆるせば先方（公使館）へ罷出度様との義故、小生之申スハ若シ此義御聞濟有之候上、婚礼出来候事ナレハ只今公使館へ不出シテ是迄之通り内ニテ本國之返事ヲ待居様、万々一此義御聞濟無之節ハ誠ニ氣ノ毒、左アリても小生者生弟之身故中々出金スルコトも出来不申云々申入候処、左様ナレハ本國へ、返事之着スル迄も公使館へ参り居度様申居、小生之考ニ者此義御聞濟相成候事ナレハ先々返事ノ有之迄も内ニ居而、御返事有之たる後ニ又何歟金融之付候事も出来候やと被存候間、夫迄相待居様と申入置候間、此義貴君相叶ひ候様思召ナレハ御相談被下度、若シ不出来と思召ナレハ其由ヲ早々御申越被下度

日本へ帰国セシ上者一西洋家ヲ借り入、小生兩人外ニ下女兩人都合四人ニ而暮シ度、又衣服ハ西洋服ニテ食事ハ日本食ヲ致スル由（併シパンヲ買入置度由）、入費者先達而申上候通一ヶ月五拾兩ニ而外ニ者衣服代而已（人力車代ハ五拾兩之内）西洋家諸道具車ニ寄てハ当方ニ有之品ヲ持行由、併シ左様致セハ随分入費相懸り候故、貴地ニ而買入候方可然と存候

ケ様申上候而も井上君其他之御承知無之時ハ致方無之様申入候処、英國之風俗ニ寄れハ親及親類之者共不承知ニ而も当人が承知ナレハ宜敷由、且又何程親及親類之者共承知ニ而も当人が不承知

ナレハ婚礼出来兼由、故ニ壁ハ諸君御不承知ニ而も婚礼致ス心組ナレハ只今ニ而も致度、夫共小生ガ少し心換ヘデもセシヤ云々申居、小生ニ於テハ心換ハ不致、併シ心へ違ひヲ致シテハ折角三井物産会社之名前ヲ引請たる事も右之者之為ニ不印ニ相成而者向後之暮シ方ニ困り、故ニ小生ヨリ日本人之風俗及三井家之風俗ヲ予メ申入たる処、右之者之申スニハ、若シ此義御聞濟相成候ハ、尊父母ハ勿論諸事共ニ三井家之風俗ニ随ひ可申様懇々咄シ有之、右之者も少しハ承知之氣味合也

若シ此義御相談之上不相叶時者、三井養之助ハ益田孝之指令ニテ洋行セシハ學習及商法ヲ習ひニ洋行セシニ、女ヲ連れ歸るもくろみ者如何、心相換りシヤ云々御咄シ有之ニ無相違事と存候、故ニ井・益・三へ御相談之節ハ双方之心へ方ヲ第一ニ御咄シ被下度、可相成事ナレハ井公へ先ツ第一ニ右之者之様子柄ヲ何となく御尋被下候テ、而後ニ右之云々御相談被下候ハ、如何、井公ニ於テモ多分婚礼不相成とハ御申無之事と存候

小生出立之節、深川下邸ニテ益田君鳥渡（小生洋行シテ英女ヲワイフに連れ歸りてハ如何云々）咄シの如クニ御申わらい有之たり、右之者と婚礼セシ上、当地ニテ住居候而も一ケ年三千兩（衣服代ハ余ク）有之候ハ、一家ヲ借入レ候而相暮シ可申事出来ル由

若シ小生と婚礼御聞濟相成事ナレハ余リ彼ノ者ヲ永ク奉公致させ候事不相好、如何ナレハ三井家之先祖ニ対シテ無申訳、且又御聞

濟無之時ハ公使館行ヲ本日止メたる事、実ニくゝ氣ノ毒千万、如何之縁ニテ如斯右之者へ心ヲ写セシ事歟と本日克々相考へ候処、元右之者之困却スルヲなげかわしく存候而ケ様相成候事、又右之者者如何シテ小生へ心写セシ歟尋合候処、小生之しんせつと井公ヨリ段々ニ承リシ小生之ヒストリヲ思ひ出してヨリ斯心ヲ小生へ写シたる由、且又是迄ニ多ク日本人及其他欧州之人々ヲ見るニ、小生ヨリ外ニ望好ム者ハ無之との由(此義ケ様申セハ少し梅曆之様ニテ候へ共翻訳セシま、認メル)、未タ日本人ガ余リ外国人と婚礼セシ人多からず、故ニ此度小生右之者と婚礼セハ必不義ヨリ成立たる事之様ニ思召てハ双方困却候間、何卒左様不忠召シテ实地御考之上、四月上旬ニ一書御認メ御送り被下度、左様候ハ、五月下旬ニ着状と存候

外国人故、尊父母公との御咄シハ不出来レトモ少之間之不自由、而三ヶ月も相立候ハ、少しハ言葉相覚、左スレハ追々ニ聞覚へる事と存候

井上奥様当地へ御出之節ハ英語不通之処、四ヶ月程シテ少しツ、相分りたる由、故ニ日本人との交際も少し之間不都合ナレ共、後々ニ者不差支候と存候

元来(先便ニも申ス通り)永ク所帯ヲ持たる人故、且読書も出来候事故、三井家之奥様方も英語之稽古追々ニ出来候事と存候間、井公へ御相談被下度

小生も如斯場合ニ至り、小生も外々の者ヨリも右之者ヲ好ミ居候

事、又右之者ハ井公御承知之者(若シ此者井公御承知無之候而、外々之者ナレハ左様ニも不忠婚礼不覚速とあきらめ候へ共)故ニ先御一考之上御申立被下度

三井物産会社ハ外国人之合手故、西洋人ヲワイフニ持候ハ、至極弁利と存

能々此愚翰御光覽被下、かへすくゝも外事ニ無之候事故、小生一人ニ而取極メ候事不出来故ニ無抛御相談申上候、尤小生御地出立之節或人ヨリ小生ニ、若シ帰国スル節ハ女ヲ連れ帰ルコトハ決シテ不致様と咄シ有之候へ共、小生者元来連れ帰ル積リ故ニ右人々へハ承知とハ申入置不申シテ出立シたり、定メ此義野依、佐々木へ御相談相成候ハ、大立腹之事とハ存候へ共、行々欧州 Royal Family 之考ニテ何卒三井家ヲ幾百万年も続ケ度、就而者渋沢、益田之如き者ヲ見習、三井家主人ニテ (trust) 商業取扱度

此事未タ早過ぎ候歟ハ不存候へ共、ザンギリ首ニ相成たるも三井之者初度、夫々追々小の、島田、下村等も見習たる故、三井之者初度ニ外国人と婚礼セハ、追々欧州人之如ク外国との交際も広ク相成、外国人との組合商法も出来候事と被存候、乍去若シ右之者ニ心換り等有之候ハ、早々ニ可申上候間、左スレハ小生ハ外々之者ヲ見さがし候而も連れ帰るとハ不申上候間、左様御承知被下度右之義ニ付而ハ何卒笹瀬、坪内ヲ始メ其他之者共へハ御文通御無用、目出度婚礼相濟候上ニテハ何程御文通有之候而も宜敷候間、何卒此義諸君へ御申入被下度

森公使御着英後、小生御着恐悦ニ罷出候処、御同人御出立之節益田君之御伝言とかで、左ノ四ヶ条御咄シ有之たり

第一しんぼう 第二けんやく 第三英仏語学其地商法実地之見習 第三然レトモ人者美食不致候ヘデハよろしからず候間美食スル様、第四諸事慎ミ芝居等ヘ行ザル様

右四ヶ条御申渡し有之、然ル処小生者日本芝居ハ好物ナレトモ西洋芝居者不好、又当地ヘ来リシハ一昨十一年ニテ、交際、臨時、雑用、旅宿代、食代、衣服、小買入物等之諸費ニテ凡四千円余も仕払(相場当時高直故四千円ニ者候ヘ共一磅五円と見做、其内交際費尤多シ)有之故ニ今小生婚禮セシトモ一ヶ年ニ壹千円之増費アレハ暮シ可申

故ニ婚禮之義御聞濟被下候ハ、英語者毎日右之者ニ習ヒ可申候(是迄英語稽古之為ニ仕払たる金額而已ヲ以テ右之者之衣服料トス)

先ニ申ス通り森公使御着英ニ付右之者ヲ雇入度様御申越相成たるハ、全ク井公之御周旋と存候故ニ、小生只今夫レヲ止メル利ハ無之、又右ノ者公使館ヘ不出候テハ折角之井公ヨリ之御周旋ヲ無ニスルモ如何と存、又者小生との婚禮御聞濟無之時者、向後之暮シ方ニも困却候と存ゼシ故、御返事有之迄者毎日(日曜日ヲ余キ)午前十字ヨリ午後六字迄公使館ヘ通動ヲスル方可然と存ゼシ故、左様取極メたり

此婚禮之義何となく右之者ヨリ井公ヘ文通いたし度様申居候ニ付

多分ハ文通致スル事と存られ候

呉々も婚禮相叶ひ候様、且又他人ヘ御文通及御相談ハ御無用、只井・益・三ヘ而已御相談被下度

右之者之申スニ者、日本之風俗承りたる上者定メ義之助之分として御取極メ有之事と存られ、左スレハ此義ハ相叶ひ不申云々咄シ有之、小生之申スニ者其辺之処ハ如何候カモ難計候ヘ共、其辺ハいか様ニも可相成と存らる云々申入置候

日本ヘ連れ帰りても衣服代共ニ一ヶ年千円有之候ハ、可然と存候、先者右如斯、何卒婚禮之義御聞濟被成下度様奉懇願候間、三月中ニ御相談御濟せ、四月上旬ニ米國郵便船ニテ御報御申越被下度、恐惶謹言

明治十三年

三井養之助(花押)

一月五日

三井弁藏様

禁他見

(18) 三井養之助書簡(兄高景宛 明治一三年一月一日付)

吉三号

一月三日、九日之両便ヲ以テ差出シたる書状定メ連々御落手と存候、就中九日便ニテ申上たる義ニテ巨細之事御承知相成たる様愚考仕候

実ニ右之者と婚禮之義者難相成とハ存居候ヘ共、折角是迄相成立

候事故何卒出来ル事ナレハ御周旋被下度、八、九分者六ツ敷と存候へ共、元来井公御承知之女故、御申立ニ寄りてハ随分婚礼出来候ヤニも被思召候ヤと存、先ツ折ニ角ニ貴君へ一度御尋不申内ハ何分机下之仕事と存、且又先便ニも申上候通洋行シテ女ヲ連れ帰り候而ハ不相成事トハ百も承知ハ致居候へ共、右ニ申ス通り井公ニ永ク使へ居、双方共井公之御世話ニ相成候事故、何卒相叶ひ候様偏ニ奉希上候

定メ貴兄ヨリ尊父母双公へ御上申之上者御驚入相成候事トハ存候へ共、井上公御承知相成候上者御父母公共ニ御承知相成候事と存一家ヲ以テ家ヲ守治スル者者妻ニ有リ、故ニ小生婚礼スル事ナレハ小生之希望スル者ヲ妻ニ致度、是迄三井家者夫婦共不好者ニテも親之差図ニ依リテ取極タル事まま有之候様小生存居、左アリテハ向後之処家賄之事者不及申、諸事静治ニ不相成、且又女房ヲ持テハ親ノ不好者ヲ持ニも善悪有之、故ニ何卒小生ハ三井家外人と思召テ外国人ヲ妻ニ御免シ可被成下度、尤先便ニも申上候通り、右之者者小生ヨリ少し老年ニ有之、賄之事、所帯向き之事克ク心得居、万事ニ不都合之事有之間敷と存候、只日本言語不通而已

一幼年之節者随分よろしき教育ヲ請、独乙仏語も習ひたる由
一故ニ小生之希望スル件ニ左ノ通り
井上君ヲ始メ其他之諸君へ程克御相談被下候而何卒相叶ひ候様御指令被下度

右之者之申スニ者英国中ニテ婚礼致度由故ニ何卒左様相成候様御指令被下度

婚礼無滞為相済候ハ、凡四五ヶ年程も当地ニ罷居度、且又当地ニ罷居候ニ者一家ヲ借入度、左スレハ一ヶ年之入費六百磅ツ、五ヶ年間御通送被下度、尤衣服料ハ此外ニ五拾磅程右之通ニテ外者何も希望スル事無之候故、貴兄随分相叶ひ候様思召ナレハ御相談被下度、又弥以テ六ツ敷と思召ナレハ、其由巨細ニ御申送り被下度、左スレハ先方へ其由申入、双方是迄ニ申合セタル右之許ニ取消シ可申、併シ出来ル事ナレハ何卒相願度

一右之者之申スニ者、若シ小生尊父母双公無之時ハ直チニ婚礼スル歟尋有之、小生之申スニ者、壁（壁）へ父母双公無之時ニ而も尊兄へ一応御伺不申シテハ、後日小生之暮シ方ニ困却ス、就中当時小生ハ物産会社之名前人故、猶以テ尊父母兄之三公へ上申不致候ワデハ六ツヶ敷云々申入置たり

一事義ニ寄りてテ後便ニ右之者ヨリ井公へ可差出書状寄通御手元へ差出シ可申候間、若シ貴兄ニ於テ相叶フ様思召時ハ、井公へ御届ケ被下度、六ツヶ敷と思召時者当方へ御戻し被下度
一右文句ハ小生ヨリ婚礼致度様申入たる処、右之者も婚礼致度様希望シ、小生ヨリ貴兄へ此義ニ付テ出状セシ事ヲ予メ認メサセ
ル積り

一異々も難相成事トハ存居候へ共、何卒御実考被成下度

一先日も右之者之申スニ者、小生一応帰国シテ此義直チニ相談シ、再ヒ出英シテ婚禮致シたれハ至極都合よろしき様云々申居候ヘ共、元来小生之洋行セシハ習字之事故婚禮之義ニ而帰国スルコトハ難出来、併シ社用ニテ帰国セハ格別、左も無之時ハ private、左スレハ折角是迄勉強セシ甲非無之シテ益田始メ皆々ニ対シ大不都合、夫レトモ婚禮不致シテ転居スルカ云々申入候処、大キニカナシミシたる故、後咄シ不致シテ事相濟たり

一六百磅ツ、毎年御通送之事六ツケ敷テ婚禮而已御免シ被下候時ハ、兩人同道ニテ帰宅可致故、何卒御叶ヒ被成下度候様奉懇願候

一此書状定メ三月六日頃ニ御落手と存シ候

右如斯早々頓首

明治十三年一月十五日

高景尊兄君御親展

禁他見

高明

一呉々も六ツケ敷と思召時者御相談被下問敷シテ巨細之義御文通被下度

一父上様々ハ小生此地へ参りたる後一度ヨリ御状御送り不被下、如何の事歟此段内々御尋申上候

[19] 三井養之助書簡(兄高景宛 明治二三年一月三日付)

吉四号 My Dear brother

22nd Jan. 1880

先便申上たる通り、彼ノ者ヨリ井上公へ可差出書状、今便御手元へ差出シ可申候間、何卒程克御相談被成下候而御報被下度

右書状ニ書認有之文句考、先便ニも申上たる通り小生ヨリ婚禮ヲ右ノ者へ申入たる様子ニ(是者欧州之規則ニテ辟ヘ女ヨリ婚禮ノ義男へ申入ル共、人々エ咄シスルニ者男ヨリト申ス事ノ由也(内々申上ル)書認メ有之候間、左様御承知被下度

右之者之伯母ヨリ者日々ニ小生へ咄シ有之、電信ヲ日本へ差出シテ者何程位相懸り候歟、又郵便ハ幾日頃ニ着スル歟、小生之父母公之御写真拝見致度云々、色々尋問シ、小生ニ於テも希望スル女之事故ニ逐一ニ返答セシ処、伯母之申スニ者、若シ此義御叶ヒ不被成下候ハ、誠ニノ右之者ノ落力スルコト少ナカラズ、何と歟シテ御叶ヒ被下候様ニ者不相成候歟、又伯母も七拾四才ニテ何時ニ死スルモ不知候故、早ク右之者之身ノ成行ヲ見置度由、且又昨年ハ伯母存外ニ損金セシ由(其高ハ千百七拾三磅之由也)

乍去右之者と婚禮シたる為ニ物産会社之名前人ヲ余カレ、小生之暮シ方等ニ困却スル事有之候而者誠ニ以テ双方困却シ、折角是迄ニ勉強セシ事皆々水之あわニ相成候而者、益田ヲ始メ其他之者ニ対シテ誠ニノ面ほく無之有様有之而者、親へ之大不孝者不及申、先祖へ対シテノ無申訳故ニ何卒貴君之御尽力ヲ以テ欧州 Royal familyノ様ニ諸君程克御承知相成候様備ニ奉懇願候

尊母上様之御考ニ者余り多からざる兄弟故ニ、何と歟相成様ニ被思召候歟ハ不存候ヘ共、井公其他之人々が御承知ナレハ定メ御父

母公共ニ御承知相成候事と存候

若シ右之者ヲ小生妻ニナス時者余リ官員方ヘ永ク交際シテハ宜敷無之様存候、故ニ此由ヲ右之者ヘ申入、本月限りニテ公使館行ヲ差止め、貴兄ヨリ之御文通ヲ相待居、左様御承知被下候而此義相叶ひ候様呉々モ奉懇願候、○今便今少し申上度候へ共別段申上べきコト無之、依而貴兄ヨリ御申越之上統ニ御報可仕、夫迄筆ヲ此紙ニテ止ル、飛非之事者此限りニアラズ

一 呉々も婚礼之義相叶ひ候様、且当地ニテ目出度為相済婦国スル様万事御尽力之程奉懇願候

一封中之沓紙者若シ貴君此婚礼相叶ひ候様思召ナレハ御届ケ被下度、万々一縁六ツケ敷と御見做之節者御戻し被下度

禁他見

(20) 三井高景書簡 (下控) (養之助宛 明治一三年六月一日付)

十三年第六月一日

其後ハ意外之御無音ニ打過居候段御海怒可給候、先以愈御勇勝御勉務之義と無限相欽申候、当地父母御機嫌能被為入候条御休意可被成候、小生義昨冬俄ニ函館表へ出張、夫より同地方巡回いたし居、旁以意外之御無沙汰ニ相成申候、巡回も無滞為相済本年三月中旬無難帰京申候、帰京後も留主中之重用有之、加ルニ父上公本年一月より御出京ニテ深川宅ニテ御逗留ニ相成居候て、雜事も有之候て甚延引ニ相成申候、父上ニも御用済ニ付四月二十三日西京

へ御帰宅、夫ニ付小生事も此度へ御同船申候て久々帰宅申候

扱先頃中より婚姻之義ニ付云々之書状度々御投送、夫々入手披見申候、右縁段之義ハ深ク懇望之様子ニ候間、於小生も種々勘定考致候得共、迎も親父母ニおいてハ御承引無之ハ勿論、却而御腹立之上深御心配在之候義ト存候、三野村江相談も同様之事ニテ、決而良縁トハ存不申候故相談も行届候義ハ無之存候、小生ニおいて考候ニも縁段之義ハ一生之身之堅メニ候間、其身期望之者ニ候へハ可然事ニ候得共、外国之婦人ニテハ始終不都合不少、當時其元其国ニ在留ニ候間、其国之婦人ニ着目被致候へ共、婦国之上ハ決而其志永續之事ニハ無之、小生義も在米之頃ハ米國婦人ニ着目も致、本邦之婦人ハ遠不及候様ニ存候得共、婦国之后当今ニテハ決而外國婦人之宜敷も無之存候、是ハ人情之然らしむる所ニテ、於貴子ニ當時之志ト婦国之後トハ必表裏有之候義ハ人間当然之事ニ有之候間、婦国之後一家ヲ成し候上之事ヲ能々勘考專一ニ存候、日々之不自由ハ勿論、衆人之附合等甚不都合不少、尤自然ニ風國ニ相別レ候事ハ勿論ニ候へ共、其頃ニ相成候得ハ其元ニ於テ本邦人ニ着目、外國婦人之不面白候義ハ必然之事ニ候、且右婦人之年も余程其元ト違ひ候事故、當時ハ望志深候故相応ニ被存候得共、必後年迄永續ハ無之事項々々、將他人より存候ニも決而幸縁ト申者ハ無之、夫ニ付候てハ両親之御名前も出候義ニテ甚不都合之事永世之人口ニ掛り候義、小生おいても苦々敷義ニ存共、第一父母之尊意ニ戻り候義不孝之極ニ共、(候脱)両親共兼て承知之御気性ニテ其元ヲ長

々遠國へ御遣し之義ハ学成て後之義ヲ御樂ミニて当今之御心中ハ中々筆紙ニ難尽、御心配之義常々恐察致居候、一刻も早ク成学之上無滞帰國之事ヲのミ起居ニ御樂居之所へ右縁段之義上申候節ハ楽變テ苦而已ト相成、折角長々之留学も其功無之存候間、尚篤ト勸考ヲ相成候へ、善不善も相顯レ候事ニ存候、兼て承知之通外國之風義ト違ひ本邦之縁段ハ両親之決義專一之事ニて、尚当家之如キハ同苗并大元方之義決も難捨事情ニ有之候、尤其元ニハ於遠國長々之苦学、先年米國之留学ト違ひ、只一人之事故困苦も甚數候段ハ深察入候、且右縁段も切望之義故、程能相談も致度も存候得共、何分前文之理由ニて小生ニ於て可然存不申候間、小生之存意而已申入候間、今一応深勸考有之度存候、早速返報可申入之処時々種々之勸へも致居、久々帰宅ニて彼是取紛甚延引之段ハ深御断申入候

○過日広岡上京ニ候間、内々右之義相咄相談申候処、同女ニ於ても無論不面白候事ニ被申候間、同女よりも其理由御申送ニ候間、夫是共一覽之上呉々後年之義迄も勸考之義祈望申候

(21) 三井養之助書簡(父高喜宛 明治一三年二月二日付)

樹徳堂尊父上様

一筆啓上仕候、当地最早霧煙深く、昼中ニ瓦斯相持ヒ候日折々有之、寒暖計者本日正午五拾式度ニ而諸方ノ池ニ氷張り、去月中旬ニ初雪降り、龍動北之方ニ而者凡三英寸モ積り、其後ハ格別雪降

る如キ寒さニモ無之処、去十九日頃ヨリ寒さ相増、今朝ハ雪之如キ霜降り、併シ当年者如何之訳合ニテ有之カ、当夏者暑さ殊ノ外薄ク寒暖計九拾五六度之日ハ兩三日ヨリ多カラズ、其余者至極涼氣勝チニテ十月中旬ニ至リ右申上候通り致降雪、其後ハ又々少シ暖氣ニ而昨今ニ至テ寒さ増加シ、十月中旬ニ降雪セシ事者近年無類之事之由ニ有之、又御地之新聞紙ニ而承知セシニ、東京も当年者至極暑さ薄ク夫レガ為流行病等多カラザル趣承知仕、先以テ御摘益御機嫌克被為在御座恐悅至極目出度御義ニ奉存上候、隨而當方以御陰無異日々勤務罷在候条、乍恐御尊意易思召可被成下候、扱者其以來大御不沙汰仕、過日以來鳥渡愚翰遞送之積り之処、何歎彼是仕居候而終ニ今日迄書翰認メ仕舞兼て差出シ不申義、不惡御用捨可被下候、市中商況ハ不相換不景氣ニ而何分も商ヒ薄ク大手筋之取引一昨年之冬ヨリモ又々取引高減少シ、輸入品ハ不相換多分ナレ共相場不出合ニ而、何品ヲ不論寝入之姿ニ而氣配殊の外薄ク、日々市場ニテ之出来高直取引物無之氣味合ニ而、当支店持之生糸土蔵所ニ現在有之候箇數凡七拾個ニ而相場下行ニ而売捌兼時々本社へ電報ニ而問合中ニ御座候、又樟腦ハ昨今少シツ、氣配出始メ、老ホンドルド(ナ重目)ニ付九拾志位ニ相成候へ共、心持克ク売捌ケル事無覚速、白蠟ハ追々ニ下落、茶も紐育之方下落との噂サ故歎、買方見合之姿ニ而相場不立、併シ最早クリストマス期(十二月廿五日ヲ云)前ニも近ツキ候故、是ヨリ少シツ、之取引相始り候事と相案シミ罷在、定メ毎週間差出シ申候「龍動物価報告狀」ニ而

諸相場御承知相成候事と奉推察候、当地物産会社支店も近頃者輸入品不相換御座候得共、とんとく大商ヒ無之、只々旧アルウイントノ勘定（仕切勘定）致居候而已ニ而、其余者ボツく小売同様之取引致居候而已、又買入品ハ大蔵省調度掛之御用物品而已ニ而、小生考フニ者当年之利益者昨年ヨリモ半額以内之事と存候

坪内安久事此度回木高配と交代シテ立帰リ可致様益田ヨリ申越たる趣、併シ未タ同人是迄取扱来りたる用向回木へ引次済ミニ不相成故、帰国之日限不定、併シ当年末ニ者発足可致様子故、同人帰国之上当地巴里之様子及ヒ小生之事柄同人ヨリ御聞取可被下候此度当地支店ハ東京保險会社之代理店ヲ引請、向後同会社之事務モ取扱候様相成候訳合ナレ共、御承知之通り未タ当国ニ而三井之名前ヲ存居候人民多カラサル故、保険ヲ依頼ニ来ル人若人も無之所謂有名無実ニ而困却仕候

○小生当夏者休暇として英国之南の方ニ有之候「アイルオフホワイト」ト申ス小島エ見物ニ二週間罷出、同所ニ滞在中ハ日々諸方之有名古跡等ヲ廻見シ、此島者小島ナレ共鉄道線有之「此鉄道線者日本全国当時有之候鉄道線之里数ヨリモ多ク、毎年夏休ミニ有名古跡ヲ見廻る人多ク（殊ニ当年ハ尤多シ）皇城アリ、古城アリ、陸海軍之屯所アリ、実ニ盛ナル小島ニ而製造所も二ヶ所アリ、島中ニ川及湖水アリ、人民ハ五万余人ニ而鉄道線無之場所ハ乗合馬車又ハ小蒸気船等多クアリテ、日々乗客之為ニ諸方エ発車スル車馬船午前午後共合シテ四度ツ、も有之」

小島と者申ス者之、英国中ノ事故日々龍動其他へ之便利ノ為（解）浮々舟一時間ニ四度ツ、有之、食物者随分高直ニ而、就中当年ハ尤モ騰貴シたる趣ニ御座候

○当地当時小生旅宿致居たる近辺者、去九月中旬ヨリ悪病流行いたし、一時者随分盛ナル様子ニ承り候へ共、最早時候も換りたる故歟、去月下旬ヨリ噂サ薄ラガ安心仕、此流行病之源者例之牛乳ヨリ生ツル趣

○森公使及妻君、南領事及妻君、富田一等書記官も無事ニ而、時々南兩人、富田ニ者面会仕候へ共、昨年笹瀬出張後ハ支店之用向キ一切同人引請候故、当時小生余り公使館へ不罷出（笹瀬折々参館ス）、故ニ当時之公使（公使）ハ除り（上ノ公使ノ如ク）小生不存申候

○当夏大阪之商人伊東藤右衛門と申老人、商用ノ為メ渡来シ、其節西村ヨリ小生エ之書状伊東氏持参、小生直チニ面会、同人之出張セシ模様柄逐一承知仕候処、今度大坂府下ニ銅製造会社ヲ創立ノ由ニ而、銅板製造機械ヲ買入ノ為出張との趣、就而者右会社へも三井銀行ヨリも出金シテ株主者三井元之助様名前ノ由承知仕（尤モ此由者西村ヨリも文通有之たり）、伊東氏者既ニ此程無滞該機械買入約定ヲ為相済、当地発足シテ巴里エ罷出、多分本年中ニ者帰国との趣故、多分最早無事着之上西村ニ面会仕候而、小生之無事様子柄咄シ致候事と存候

○高景尊兄御義、当夏御尊公と御同道御帰宅之上当時西京ニ御滞在在中ノ趣承知仕候

○此程報知新聞拜見仕候処、東京三井銀行者為換請渡シ之時間日々午後一字迄ニ而諸民大キニ困却スル云々記載有之、又横浜之或銀行者為換渡シ金差支ルニ付土曜日者正午ニも不相成ニ表ラメ切月曜日ニ至テ該為換金ヲ渡シたる趣、是者株金額全国中ニ而第四番迄ニも不_レ下銀行と記載有之候へ共、銀行と而已ニ而不知、若シヤ三井銀行支店ニ而者有之間敷之心配致居候

○又此程坪内安久方へ同人之友人ヨリ送り越たる私信ニ曰ク、第一銀行頭取渋沢栄一ハ近頃大キニ甚タ評判不宜云々申越シ、就而者福地源一郎、渋沢喜作も評判悪敷、渋沢栄一者福沢勇吉と口論之上双方扼合セシ評判本国ヨリ報知有之、益田孝も函館ニ而之一件ニ而少シ人望ヲ失ヒたる評判との由内々承知セシ儘御知らせ申上候

○前田正名氏、此度惣領事ヲ拜命シ仏国巴里在留との趣承知仕候、先年御同人坪内と共に巴里へ御出張之節者御用掛七等官相当之処、此度俄ニ四等官ニ御昇級相成候故歟、当地巴里之公使館ニ而者大キ評判悪敷色々之噂サ有之候

○昨春当国下議院役員リードト申者御地へ罷出、河村参議邸内ニ旅宿シテ諸方見物シテ当地へ帰り、其後同氏自カラ日本之様子柄ヲ(画入ニ而)書認メたる書籍此程出来、小生宍部相求メ一見セシ処、同人ノ見分セシ処者不申及、其他色々風俗之事認メ有之、就中西京之事ヲ至極克ク認メ有之、随分ノ面白ク有之候

○本年者御地及ヒ東京共ニ流行病少薄之由大慶ニ奉存上候、又米

穀者不相換騰貴之由ニ而、当地へ之輸入米ハ更ニ無之、最早日本米者当国ニ買入不出来、当節者小生日本手料理不致日々醬油而已相持ひ居候

○當時当地ニ男女之見世物有之、男者身ノ丈ケ一尺八寸ニ而量目九封度、年ハ本年廿才、女者身ノ丈ケ宍尺六寸ニ而量目四封度四分ノ三、年者本年十八才ニ而何レもイスパニヤ国ノ者ニ而、此度米国ヨリ渡海セシ由、毎夜大入との趣ニ御座候

先者右御不沙汰御伺旁一書差出シ可申、乍恐兎角時候不順之事故折角時候御厭ひ被遊被下度、当地ニ何歟御用向キ等有之候ハ、御申越被下度、小生悦ンデ御用弁可仕候、早々頓首

十三年
十一月廿二日

養之助

(22) 三井養之助書簡(父高喜宛 明治一四年一月八日付)

昨十三年十二月卅日貴地大火之趣、昨十七日日報社新聞紙落手承知仕、実ニ驚入、併シ本行者先残りたる趣大慶之至り、何れ委細之義者後便へ可申上候へ共、先不取敢以端書御見舞申上候也
十四年二月十八日
三井養之助

父上様

(23) 三井養之助書簡(父高喜宛 明治一四年四月一日付)

口上ニ而御悔申上候

今朝横浜馬越恭平ヨリ申越候手紙ニ曰ク

篤二郎様久々御病氣御引籠御養生被遊候へ共、其ノ御甲斐無之終ニ御死去被遊候よし驚人、併シ未タ何方ヨリも不申越候間、不取敢御悔而已申上候、早々頓首

四月一日

父上様

養之助(花押)

(24) 三井養之助書簡(父高喜宛 明治一四年四月八日付)

一樹徳堂尊父上様

高明拜

四月八日

過日ヨリ鳥渡一輪可差出積リニ認メ懸ケ候へ共、何歟彼是致居候而、終ニ本日迄書仕舞兼御用捨被遊被下度、今便時候御伺トシテ一書呈上仕候、先以御捕益御機嫌克被遊御座恐悦至極ニ奉存上候、随而私事も以御蔭無異不相換日々支店へ罷出居候条、乍恐御心易思召被遊可被下候、扱、

時候之事

当欧州者何れも近年ニ類無之降雪勝チニ而、寒氣尤強ク故ニ当地も随而寒さ尤強ク、去一月十八日及十九日之双日者終日風雪寒ニ銀世界ノ有様ニ而、往來片側ハ雪凡六尺程も積昇リ、故ニ表戸開クニ困却セシ処多ク、往來ノ人々ハ風雪ノ為ニ日々ノ買出シ物ニ不行、有合せ之食物ニ而兩日共相暮シたる処多シ、又龍動ヨリ巴里へ行鉄道線共雪ノ為ニ止リ、渡シ船者風ノ為ニ不通、龍動ヨリス

コットランドエ行線路者尤ヒドク、拾五字間ニ而氣車通行スル処者二十三字も相懸リ、旅客者氣車中ニ而一泊シ、翌朝ニ至リて氣車及線路ニ積リたる雪ヲ取去リ、而て後ニ輪転セシコトも有之、寒暖計ハ令度以下ニ降りたるコト數度有之、有名ノテームス川者一面ニ氷張り(氷ノ厚サ三英寸ト云フ)、其上ニ而牛肉及羊肉ヲ煮タル趣、尤諸方ノ池又ハ小川共(如毎年)氷張り(厚サ六英寸乃至八英寸、毎年者三英寸ト云フ)、日々該上ニ而氷江リヲ遊フ人式万人乃至六万人(此テームス川ニ氷張りタルコトハ千七百四拾年ノ外此方ニ無之コトニ而、当年之寒さも其以來無之トノ趣)、當時者殊ノ外天氣宜敷、凡一ヶ月も此方雨不降レ共、寒氣者未タ薄クナラズ、正午之寒暖計五拾度以上ニ相成たる日者兩三日之外無之、又有名之霧煙ハ昨年ニ比較スレハ薄キ方ナレ共、随分瓦斯ヲ昼中ニ相持ヒ申タリ

又スコットランドハ先月中旬ニも降雪ニテ大困却ノ様子、是も鉄道線ニ雪積リ故氣車雪ニ埋マリ、旅客氣車ニ而一泊シ、翌朝ニ至リ雪中ヨリ出タル由、併シ是れも兩三日ノコトニ而、其後者格別ノ事ニも無之由ナレ共、スウイデン及ノールウエノ海道ハ未タ水ノ為メニ氣船不通、寒氣当地ヨリも強キ趣過日同地ヨリ之通信ニ而承知仕り候

報知新聞ヲ讀ミたるコト
先月下旬、小生友人ヨリ報知新聞ヲ借入、一覽仕候処、尊公御義十二月廿七日ニ東京御出立、御船ニ而御帰宅被遊候趣承知仕、当

節者何れニ御滞在有之候歟、又々御出府ニモ相成候コトと奉存シ
候

商況之事

毎周間小生相認メ候龍動物価報告状ニ而御承知相成候故ニ、左ニ
凡之事ヲ上申ス

当地商売ノ模様柄者昨年之冬ヨリ少々、金融宜敷方ニ而アレ
共、兎角（天氣々候不順故歟）買手見合ノ姿有之氣配不出、日本
物産之売買者白蠟、樟腦、生糸、茶、萆、木附子（五倍子ノコト）、
樫実（茴香ノ類）、鮑貝ニ而毎月輸入スル高年々ニ増加シ、就中
白蠟ハ當時輸入尤多クシテ相場日々ニ下落、當時ノ有高凡八千個
ニ而買手追々ニ減シ、當時ノ処ニ而者量目壹本ニ付四拾八志（洋銀
三弗半ニ當テ）乃至五拾四志（洋銀凡拾五
弗半ニ當ル）、然レトモ卸シ売ナレハ五拾四志
ニ而引取手一ヶ月ニ兩人有無、小売ト申シても拾五個以下式拾個
と買フ者ナシ（此白蠟ノ下落セシハ全ク輸出多ク、一昨年頃者本
社ノ外輸出無之処、當時者東京、横浜、神戸ニ居ル外国人ニ日本
人直チニ売付、当地ヘ送ル故ニ追々ト輸入高多ク候テ下落シ、是
全ク本社ノ誤リト存ズ）

樟腦も御承知之通り昨年一月頃者殊ノ外氣配宜敷、量目壹本ニ付
百五志（此洋銀凡三
拾弗ニ當ル）乃至百七志六片（此洋銀凡三拾
壹弗ニ當ル）ノ処、此相場ヲ聞
テ本国ヲ積出す者多ク、追々輸入高増加シ、當時ノ処ニ而者九拾
志（此洋銀凡式拾
五弗ニ當ル）ニ而買手ナキ姿ナリ、茶も上物者不売捌ケ、下物
ハ下直ノ品ナレハ随分買手多シ、併シ最早新茶ノ時故ニ昨今買控

ノ姿アリ、萆モ追々売口増加シ、木附子ハ支那産ヲ第一トシ故ニ
輸入品少ナシ、樫実者支那産ヨリ者品物悪敷故ニ直段も支那産之
半分位、鮑貝ハ有荷多ク相場賤入ノ姿也、米者最早當時ノ処ニテ
ハ全ク現物無之故（望手多カレトモ）相場不立、内景氣者昨年之
此頃ヨリ凡四志も下落ス、生糸者先月上旬頃者氣配持直シ、故ニ
買手多カレトモ（相場も其後者日々ニ三片乃至六片ノ騰貴ノ処）
此兩三周間ハ又々賤入ノ姿ニテ買手ナシ、氣配ハ止リ居様子、前
橋式番半ニ而拾七志内外（ナレ共買手者拾六志内外）、又当国
商ひ向キモ少シツ、宜敷方ニ而、鉄道線及ビエレキ燈等之道路直
しも本年ニ至りテ増加之氣味合、併シ此頃者又々グリキ國ト土
耳基國トノ争ヒノ咄噂有之候故ニ、何れも相場下落ノ姿ニ而商人
者殆ト困リ居、金融少シ跡モドリニ而御座候

魯國帝暗殺ノ事

魯國帝者三月（アキキ）日於都府暗殺セラレたり（是則五度目也）、此帝
都ノ名者シントピートルスバグト申処ニ而魯國ニ而都府ニシタル
者近頃之処、又暗殺セシ者者双人ニ而即座ニ召捕ラレ、未タ裁判
ニナラズ、後度々新國皇ヲ暗殺ノ様子有タレトモ、未タ夫ラノ者
者召捕ニ不相成、如何ノナレハ其召捕セラレタル者之同類諸國ニ
有りテ、惣計凡七千人トノ由（是ハ委皆魯人ニ不有）、召捕セラ
レタル者者当年廿才ト十九才トノ兩人也（魯國人）、亡國皇之葬
式ハ去月三十一日ニ於都府相濟シ、英國ヨリも太子兄弟夫婦ニ而
該地被越四月四日ニ兩太子共帰國ニ者相成タレ共、婦人者未タ彼

地ニ滞在中、此訳ケハ太子兄ノ婦人者新魯国后宮之姉君ニ而、太子弟ノ婦人者新魯国帝之妹ニ而則亡国皇ノ息女也、故ニ彼ノ地ニ而凡三週間乃至一ヶ月も滞在之上帰国トノ由、殊ニ右息女者當時妊娠中ノ由也

日本人ノ来英

本年ニ至而追々東京ヨリ商人渡英相成、既ニ貿易商会社員橋本重兵衛、岡田保一ト申ス兩人者去ル二月上旬ニ着英相成、頻リニ生糸売捌キニ勉強致居ラレ共、何分言語不通故ニ（橋本ノコ、岡田通弁ヲ成居候故ヘカノ）敷不行、併シ最早先物者売捌済ミ之由（此箇四十俵ニ而書封度ニ付檢七志三片ガヘ）、其後三月下旬ニ至リテ大倉組之手代老人と横浜之陶器商人後藤と申者来英、又四月七日ニ正金銀行之副頭取小泉信吉と外老人来英ノ報アリ、左スレハ追々日本人之店ヲ開キ直輪出モ盛大ニ相成候事と染シミ居候

東京大火之事

如何之不幸ニ候歟、昨年十二月三十日以来東京ニ大火有之後神田松枝町又神田柳町又仮皇城御近火、品川之大火、其他大阪、横浜に大火何れも新紙（開紙）ニ而逐一承知シ、実ニ驚人、併シ本行ニ者無事タル由新紙ニ而承知仕大慶ニ奉存上候得共、如斯大火数度有之事者実ニ欧州ニ於ても無之、併シ本年者諸国共不幸相統キ、当国スコツトラン道者大雪ニ而近年ニ無之大困リ、又昨今者当国前大政大臣大病ニ而日々新紙ヲ以テ該報ヲ承知致居、亦伊太里亜国領之小島者地震ニ而一島共破レ死人夥多、後亦キョト申ス小島も地震ニ而

破レ、死人五千人トノ事ナレ共未不分日々吟味最中、追々死人ヲ見出ス様子、後亦キユバ島（米國ノ近辺ニ而）ニ地震有り、是者未タ死人其他之様子柄不分明、亦ニースト申処（元伊太里領）ノ芝居、瓦斯ノ為ニ出火シ、死人貳百五六十人も有りたる報知、其他諸方ニ鐵道之間違等数多実ニ困却之事多シ、余者外報ニ而御承知被下度

篤二郎様御死去候事

篤二郎様御死去之由馬越恭平ヨリ文通有之、承知仕実ニ驚人申候、右ニ付高弘君横浜元締役ニ御転任之趣馬越ヨリ文通有之、承知仕たり

南領事之事

南領事者本年一月頃ヨリ不快ニ而引籠養生ノ処ヘカノ敷不行、昨今ノ処ニ而者肺病ノ趣実ニ氣ノ毒千万、同人事業者最早当地ニ住居スルコト六ヶ敷、故ニ医師ノ差図ニ而海岸ヘ出て養生シ、本年秋ニハ一応帰国スル様トノ咄シ故ニ、三月十一日ヨリ当国ノ南ニ当る海岸被出當時養生中ナレ共、次第ニ惡敷（本日文通、有アリ）、細君も同地エ（小生付添）被参居候

富田鉄之助氏ノ事

富田一等書記官者米國ヲ廻リ、帰国致サレタリ

支店勘定書ノ事

一昨年九月一日ニ当支店ヲ開キン後之勘定書ヲ製シ、此程笹瀬ヨリ本社ヘ差出シたり、故ニ定メ御承知相成たる事と存候
品物通送セシ事

先頃小生友人和歌山県士族小浦鐮三郎と申者帰国スルニ付、尊兄様宛ニ而尊公へ可差出生生及ランブヲ相托シ、定メ最早当節者御落手相成たるコトと奉存候、右小浦と申人者先年当地へ来リシ後井上之世話ニ而小生と同居致居、懇意ニセシ人ニ御座候。

先者右如斯、余り御不沙汰仕候故ニ鳥渡時候御伺旁一書呈上仕候、折角時下御厭ひ被遊被下度、当地及仏国ニ御用等有之候へ、何成共被仰越度、御用弁可仕候、早々頓首

(25) 三井養之助書簡(父高喜宛 明治一四年八月付)

一筆啓上仕候、当地当年之暑氣最強凡廿二ヶ年此方ニ無御座趣ニ承り、併シ不順ナル事非常ニ而、一日者寒暖計九拾度余ニ昇レハ、一日者七拾度以下ニ下リ、一日者晴天、一日者曇天、夫レガ為ニ病ヲ引出ス者実ニ多ク、且又例年欧州ノ習ヒトシテ夏ノ日ニ者凡一ヶ月乃至二ヶ月モ河岸亦者山中ニ遊ビ出ル者多ク有リ之候処、本年者最其數ヲ増加シ、御地者如何之時候ニ有之候歟、最早暑氣強ク相成タル事ト奉推察候、先以御揃益御機嫌克被為遊御座恐悅至極、目出度御義ニ奉存上候、随而小生以御蔭無異不相換精勤勉強罷在候条、乍恐御尊意易思召被遊可被下候、陳者此程坪内安久ヨリ一翰ヲ落手仕、同書ニ曰ク、御尊公ヨリ私へ日本食物御通送仕候ニ付、右送り方坪内へ被仰付候ニ付、巴里支店へ不日ニ物産會社本店ヨリ送り荷物便ヲ以て、右品々ヲ同店へ向ケ差出ス云々申来り、右ニ付即刻巴里支店へ申遣シ置候処、未タ着荷不相成趣申

参り、併シ本月末或者来月上旬迄も相待候ハ、着荷候事と存、誠ニ以て難有仕合、此段御厚礼申上候、実者此程も笹瀬元明宿元ヨリ同人へ向ケ日本食物数品送り来り、小生久々ニ而食仕、坪内ヨリ申来リシ後者日々着荷ヲ相待居、其樂シミ事御推察可被下候、何レ荷物着候ハ、日本食事ヲ相催シ、当時当地ニ滞留之日本人ヲ相招キ可申積リニ御座候

右日本人と申ス者別段余之人ニも無之、徳川家達殿(旧名亀之助)と同氏之家令家従而已ニ有之候

高福・高明・高尚・高棟之四公御地ノ内国博覧會御見物ノ為ニ御出府相成たる趣、定メ此頃ニ者最早御帰宅相成候事と存候、同會も定メ至極賑合、日々見物人多ク出たる事と存候

主上今般又候北国御巡幸被仰出たる趣新紙上ニ而承知仕候、高景尊兄ニ者東京簿記学校試験^爲為御済相成たる趣新紙ニ而承知仕、御同前ニ奉大慶候

当支店ニ於て毎周間ニ発兌仕候倫敦物価報告状ヲ每便ニ入御覽ニ候間、当地之商売模様柄及爰許等御承知相成候事と奉推察候、実ニ当年之暑さ者非常ニシテ、私当地へ参リシ後者本年一月之寒さと去月之暑さ者前後ニ無之コト、定メ最早外人ヨリ御聞取相成候事と存候

市中ニ而平日往来ニ而立売スル者去月上旬ヨリ下旬迄者日本製團扇々子及ヒ日本日傘而已ニ而、就中團扇ノ売高凡式万本ニシテ當時品切レニ及ビ、団扇々子共売価本ニ付売片がへ(凡セ舟)

日本領事館者今般日本政府之都合ニて公使館へ合併シ、是迄之事務者惣ジて公使へ引渡シ、書記生扱之、而シテ南領事者三田書記生ト同道来ル十五日当地御出立、廿一日馬港出帆之郵船へ乗込御婦相成へき御積り、且南氏ニ者過日も申上候通り、當時不快中ニ而医師の申スニ者一日も早く帰国スル方可然、左ナキ時へ全快無覚束云々、殊ニ昨今者又々病氣再発ノ気味合ニて実ニ氣の毒千万、同氏の宅ヲ兩三日前ニ取片付、後チ六日ヨリ小生の旅宿仕居候処へ御引移り、昨今者小生御世話致居候

巴里支店詰中島才吉店用ニ而去八日ニ帰国仕、益田氏ニ一応種紙の事ニ付面会シ、再ビ出巴の趣申参りたり

神戸商人池田清左衛門ハ英人双名と組合、此度当地江出店シ日本物品ヲ売出ス様子ニ而、既ニ此程開店シて當時勉強最中ニ御座候、同店ニ者三代將軍ノ御手道具ヲ飾り付余程美ナル品々有之趣、小生者未タ不参レ共評判ハ随分宜敷、諸新聞紙ニ報告書有之候
是迄仏国里昂出張所詰江木保男ト申者、来ル廿一日ノ船ニ而帰國可仕、同人帰朝之上當時之商況同人ヨリ御聞取被遊可被下候
先者右如斯御不沙汰御伺旁以一書時候御伺申上候、折角時下御厭ひ被遊可被成下候、早々頓首

十四年八月

養之助(花押)

樹徳堂尊父上様

南氏へ托シ御手元へ向テ英国皇族の写真数枚差出候間、御落手

被遊可被下候

(26) 三井養之助書簡(父高喜宛 明治一四年九月七日付)

明治十四年九月七日認メ以英便差出ス

樹徳堂尊父上様

養之助(花押)

陳者坪内へ御申付相成候而私方へ御送り被下候日本食物者、去週間ニ巴里支店ヨリ送り越、難有無滞正ニ入手仕候間、此段御厚礼申上候、右食物之内佃煮と梅が加でんぶ之両品者如何セシ故歟乍残念皆腐居、尤着荷セシ時直チニ煮直シ候へ共何分匂ひ甚敷候而とても食スルコト不叶、故ニ其儘ニシテ取捨申候、海苔、菓子、鰹節、味噌者至極味克、即刻右品々ヲ以て去三日ニ徳川家達殿ヲ

招キ、日本料理ヲ饗応仕候、其節之入来人々姓名左ニ申上候
徳川家達殿(舊之助)、河田照(徳川氏)、山本安三郎(徳川氏)、竹村金悟(徳川氏)、大久保某(大久保謙)、末松謙澄、三田倍(領事館書記生)、笹瀬元明、益田英作、諫早西三、之拾人ニ而、料理者左ニ

味噌汁(鯛之切)ニすし(豆、マツタケ之類)、鮭作り身と鰻ノ四品と、外ニ水菓子ニ酒ノ類ニ而一同大悦之様子ニ有之候
其後ニ又横山、後藤、小泉、笹瀬、益田等ヲ招キ右ノ品々ニ而饗応セシ処、大悦之様子ニ而久々日本食物ニ而集会仕候
呉々ニも佃煮と梅が加之腐居ニハ残念仕候、尤此趣先便ニ鳥渡(渡)と坪内へ申遣シ置候

先者右御礼而已如斯以愚札申上候、恐惶謹言

九月七日

ニ御座候

(27) 三井養之助書簡 (兄高景宛 明治一五年九月一五日付)

英国倫敦明治十五年九月十五日仏使

高景尊兄上様

本年第七月十日西京ニ而御認メ之御状只今当地へ相着、難有即刻奉拜読候、先以て御摘益御機嫌克可被遊御座、恐悦至極目出度御義ニ奉存上候、陳者拙生帰国之義ニ付五月十九日付之以書状委細之義申上置候処、其後園田領事、アルウイン氏(兄)、笹瀬、其他之者四五名より色々ト添心有之候而、終ニ本日迄当地出立候事ヲ見合セ、未タ乗船等取定メ不仕候得共、昨日より弥両三日内ニ当地ヲ出立候而帰国候事ニ相決シ申候、其次第左ニ

最早当地ヲ始メ印度地方共ニ暑氣強からず、コレヲ病も薄ラガイジプト戦争も英国勝利ト相成、旁十月一日之仏船ニ而帰国候積リ之処船宜からず、依而十月十五日仏国馬港出帆之氣船 "Yang-se" 号エネポールス港より十月十七日ニ乗船シテ横浜エ者十一月三十日ニ到着候手配ニ八、九歩取極メ申候得共、当今アルウイン氏(兄)不在、依而同氏帰店之上取極重便委細之事御文通申上候

拙生帰国候ニ付先頃より友人共ニ饗応ニ相成たる故ニ、小生も友人共ヲ饗応セシニ入費殊之外相懸リ大困却申候、小生当地へ參り候節者中等ニ而有之候得共、此度帰国候ニ者上等ニ致スル様トノ添心故ニ、甚タ困却ニ者候得共、無抛事故ニ上等室ヲ買入る積リ

巴里支店詰之淺田ト申ス者病氣ニ而此船ニ而帰国仕候由、若シ早ク承り候ハ、同船申候ニ、兩三日前承知候事故ニ同船不出来実ニ残念、益田に對シても氣之毒ニハ候へ共致方無之候、小生之荷物、横浜へ向ケ六個、神戸へ向ケ二個過日差出シ申候、拙生帰国之頭者尊兄ニも御在東京と存候、此状御入手次第香港日本領事館迄御差出シ置被下度奉願上候

十一月十二日馬港出帆船 "Djemah" 号者 エムエム会社 Messageries Maritimes Company ニ而第一等ト申ス船ニ而有之候間、此船へ乗込ニ而帰国候様添心呉候人々有之候へ共、余り延引候故ニ残念ながら此船へハ乗込ミ不申候

候間略ス

先者右如斯、余者拝顔之上万々可申上候、早々頓首

尚々時下折角御厭ひ被遊被下度、小生も當時者至極無事ニ而日々不相換支店へ罷出居申候間、乍憚御安心被下度

尊父母両公へ可然御鶴声被下度奉願上候

付録(1) 大藏省「荷為替貸金取扱命令書」(明治一〇年一月五日付)

(内表紙) 大藏省用箋

「荷為替貸金取扱命令書」(明治一〇年一月五日付)

「朱書」

「古第百十九号」

今般海外荷為替貸金取扱方其社へ申付候条、別紙命令条規ニ準拠
シ不都合無之様従事可致、此旨相達候事
明治十年十一月五日

大藏卿大隈重信（大藏卿印）

荷為替貸金取扱方命令狀

大藏省ヨリ資金ヲ下付シ三井物産会社ヲシテ海外（支那ヲ除キ）荷為替ノ
事務ヲ取扱ハシムベキ命令條款左ノ如シ

第一款

大藏卿ハ海外為替ノ基金ニ充ルカ為メ茲ニ三井物産会社ヲシテ荷
為替貸金ノ事務ヲ取扱ハシムルヲ以テ、三井物産会社ハ宜シク此
ノ意ヲ體シ務テ不都合ナキ様注意スベシ

第二款

荷為替貸金ノ取組ヲナスハ（荷為替金ヲ借リ能フ者ハ）本邦人ニシテ直ニ海外へ
出荷スル者ニ限ルヘシ

第三款

三井物産会社ハ荷為替取扱方ニ付緊要ナル程規條款ヲ調成シ、大
藏卿ノ許可ヲ經テ之レヲ公告スベシ

第四款

茲ノ條款ニ拠テ大藏省ヨリ三井物産会社へ下付スル所ノ金額ハ一
ケ年三拾万円迄ハ無利息タルベシ、三拾万円以上ニ至ルトキハ一

ケ年百円ニ付五円ノ利息ヲ徴収スヘシ

第五款

下付ノ金額ハ荷為替貸金ノ度毎トニ大藏省國債局ヨリ下付スヘシ

第六款

荷為替ヲ依頼スル者アルトキ其人物品柄価格等ニ応シ許否ヲ定ム
ルノ權ハ全ク三井物産会社ノ權内ニ在ルヲ以テ、該会社ハ其度毎
トニ第一号雛形ニ依テ拝借証書ヲ製シ、之レニ付スルニ第二号雛
形ニ準シタル明細書ヲ以シ、之レヲ大藏省國債局へ上達シ下付ノ
金額ヲ領収スヘシ

第七款

國債局ニ於テハ即時其金額ヲ下付シ、且ツ為替明細書及ヒ拝借証
書ノ写ヲ物品輸出先キノ領事へ送達スヘシ

第八款

荷為替貸金ノ元利金即チ荷主へ貸シタル元利金ハ物品売却キノ地
ニ於テ悉ク其地在留領事へ納付シ、其地通貨為替相場ハ第九款ニ
拠テ取極メ本邦ニ於テ更ニ我通貨ヲ以テ差引勘定ヲナスモノトス

第九款

領事館ニ於テハ其地在留三井物産会社取扱人或ハ其代理人ヨリ金
額納付ヲ乞フトキハ、曾テ國債局ヨリ送致シ来ル所ノ証書并ニ明
細書ニ対照シ（其金額ノ多少ニ拘ハラズ）受取証書正副式通ヲ製
シ、其日ノ横浜到着弘為替相場（若シ横浜へノ為替相場ナキト）ヲ記入
シ、其正ヲ納付人へ渡シ其副ヲ國債局へ送致スベシ

但洋銀ヲ我通貨ニ改算スルハ其証国債局ヘ到達ノ日ヲ以計算スヘシ

第十款

第九款ニ拠リ領事ヘ納付スル所ノ金額若シ下付ノ元金或ハ元利金ヨリ少ナキトキハ、東京ニ於テ三井物産会社ヨリ之レヲ補償シ、多キトキハ之レヲ該会社ヘ返付スベシ

但支店ニ於テ判然タル損害ノ点ナクシテ故意ニ納付金ヲ怠ルモノアル時ハ該領事ヨリ臨機如何様ノ所置ヲ受クルトモ之レヲ拒ムノ權ナキモノトス

第十一款

下付元金或ハ元利金ハ遅クトモ米國ノ分ハ下付ノ日ヨリ六ヶ月以内、歐羅巴ノ分ハ八ヶ月以内ニ領事ヘ納付スヘシ、万一物品ノ不捌ニテ其期ニ違フトキハ更ニ其期日ヨリ相当ノ利息ヲ徴収スベシト雖モ、猶四ヶ月間内ニハ必売捌、其金額ヲ納付スベシ

第十二款

三井物産会社ハ予メ其海外在留取扱人或ハ代理人ノ姓名ヲ国債局ヘ届出ベシ

第十三款

茲ノ條款ニ拠リ荷為替貸金ノ事務ハ一切三井物産会社ノ全權タルヲ以テ、之レニ依テ生スル所ノ損益ハ亦一切該会社ノ負担スベキモノニシテ、大蔵省ハ之レニ関与セザルモノトス

第十四款

大蔵卿ハ何時ニテモ此ノ命令條款ヲ取消シ、或ハ變更改正シ得ベキモノトス

明治十年十一月五日

大蔵卿大隈重信

第一号雛形

拝借金之証

一金幾許

「若シ利息ヲ付スルトキハ」

（利息壹ヶ年何分ノ割）

右者別紙荷為替明細書ニ拠リ為替貸金トシテ拝借仕候、何年

何月何日迄ニハ無相違、何國在留領事何ノ誰ヘ

右為替貸金ノ元利金トモ悉皆納付可仕候、若シ不得已事故アリテ

右期限ニ後レ候節ハ、其日ヨリ更ニ相当ノ利息ヲ付シ上納可仕

候、且又右ノ通り領事ヘ納付ノ金額ヲ以テ拝借ノ金額或ハ之レニ

付シタル利金ヲ償フニ足ラザルトキハ当会社ヨリ補償可仕候也

年号月日

国債局長「何」ノ「誰」殿

三井物産会社代

「何」ノ「誰」

第二号雛形

荷為替明細書

一荷主姓名

- 一品名
- 一箇数
- 一品柄
- 一原価
- 一分通金額
- 一輸送国名
- 一外国在留取扱人或代理人
- 一出帆月日
- 一積込船名

(命令状更正) (明治一〇年二月三日付)

三井物産会社

荷為替貸下金英米其他ノ在公使領事へ納付ノ金額代リ金渡方之儀、彼地ノ相場ヲ以計算候テハ不都合ノ廉有之候間、以来横浜ヨリ彼地へノ為替相場ヲ以渡相場ヲ以渡方可致、仍テ命令状第九款別紙之通更正候条其旨可相心得候事

明治十一年十二月廿三日

大藏卿大隈重信 (大藏卿印)

命令状第九款更正

領事館ニ於テハ、其地在留三井物産会社取扱人或ハ其代理人ヨリ金額納付ヲ乞フトキハ曾テ国債局ヨリ送致シ来ル所ノ証書并明細

書ニ対照シ(其金額ノ多少ニ拘ハラス)受取証書正副式通ヲ製シ、其正ヲ納付人へ渡シ其副ヲ国債局へ送致スヘシ
但納付スル所ノ代リ金ハ其納付ノ日ヲ以テ横浜ヨリ各国へノ為替相場ヲ用ヒ、亦洋銀ヲ我通貨ニ改算スルハ其証国債局へ到達ノ日ヲ以テ計算ス

付録(2) 三井物産会社「龍動出張員心得」(明治一二年一月三日付)

龍動出張員心得

此度英都龍動府へ当社代理ヲ派遣シ商務ヲ弁理セシムルニ付其取扱ノ要件ヲ左ニ掲載ス

第一 荷為替金受払ノ事

第二 米麦等アルウキン氏へ売捌ヲ委任セシニ付之ヲ監督スル事

但シ右ニ付代金ノ受払ヲ負担スル事

第三 陸軍省約定絨及毛布買入方アルウキン氏ニ委托セシニ付

之ヲ監督スル事

第四 巴里支店ト連絡シ我物品中龍動ノ需求ニ応スルモノハ販売

ヲ試ル事

荷為替金受払ノ事

第一 荷為替金トハ本邦ヨリ海外へ輸出スル物品へ対シ貸付セシ金ニシテ、龍動へ送遣スル分ハ其荷物ニ属スル諸証書(海上受負証書及荷主証書)類ヲ送ルニ付、出張員ハ此荷物ヲ預リ証書面ニ照準シテ荷物引替ニ貸付金員ヲ領収スベシ

第二 海外荷為替ノ金員ハ都テ大蔵省国債局ヨリ拝借シテ荷主ヘ

貸付スルニ付(國債局へ差出セシ証書ノ等、
ヲ毎時出張員へ郵送スベシ)、貸金額収次第該地我カ領
事館へ上納シ、受取証書ヲ得テ直チニ本社へ達スベシ

但シ諸事大蔵省海外荷為替取扱命令書ニ照準スベキ事

第三 仮令本社ヨリ輸送セシ物品へ付ケタル為替金ト雖トモ、他
ト同様ニ取扱ヲ為スベシ

第四 荷為替金ヲ貸付セシ物品ノ價格下落シ、若シ貸付金ニ不足
ヲ生スルヲ見バ、其事ヲ直チニ本邦へ電信スヘシ

米麦等アルウキン氏へ売捌ヲ委任セシニ付之ヲ監督ス
ル事

第一 当社ヨリ輸出スル米麦ハ同人へ売捌ヲナサシムルニ付、其
取扱ノ事ハ飽迄同人ヲシテ責任ニ立タシメ、唯彼ノ實際取扱如
何ヲ監督スベシ

但シ日々同氏ノ社へ出張シテ実地事務ノ取扱ニ従事シ、専ラ

龍動ノ商事ヲ熟知シ、併テ本社ノ商務ヲ監督スベシ

第二 米麦ハ通常大蔵省ヨリ御委託ノ品ヲ輸出スルニ付、其取扱
及代価領収等ニ付テハ殊ニ注意ヲ要ス、而シテ其代金ノ受払ハ
都テ荷為替取扱ノ手続ト等シク、領収次第直チニ領事館へ上納
シテ受取証書ヲ受クベシ

第三 右ノ米麦ハ必ラス船積証書ヲ出張員へ送付スルニ付、着荷
蔵入ノ上ハ蔵預リ証書ヲ取り置き、売却セハ荷物引替ニ代金ヲ
受領シ、直チニ領事館へ上納スベシ

第四 都テ米麦売価景況等ハアルウキン方ヨリモ報知ヲナセト

モ、尚又篤ト実況ヲ細報スルハ勿論搗米器械等ヲ広く点検シ、
且ツ需用者ニ就テ其好悪ヲ尋問シ、聊カモ我ニ裨益スルモノア
レハ直チニコレヲ報知スベシ

第五 此商事ニ就テ得ル所ノ兩地手数料及海上保険料等ノ利益ハ
悉皆合算シ、費用ハ此内ヨリ支弁シ純益ヲ双方へ分賦スル約条
ニ付、龍動ニ於テ實際所得ナル所ノモノへ注目シテ彼ヨリ計
算書ヲ受クベシ

陸軍省約条ノ絨及毛布買入方ヲアルウキン氏ニ委託セ
シニ付之ヲ監督スル事

第一 此商業ハ兼テ約定ニテ買付方ヲ同人ニ委託セシニ付、買入
方及受渡方等ハ彼ノ代人トナリ、自ラ其事ニ当リテ彼等ノ所為
ヲモ点検シ、且ツ其取扱方等ヲ熟知スベシ

第二 物品ハ兼テ陸軍省ヨリ下付セラレタル見本ト聊カモ相違ス
ルコト無ク、且ツ価モ可成下廉ニ買収ヲナスコトニ注意スベキ
ハ兼テアルウキン方ニ於テ深く心得居ル所ナレトモ、尙常ニ督
責ヲ加ヘ彼ヲシテ益此ニ意ヲ灌キ、決シテ輕忽ノ取扱勿ラシム

第三 此絨并ニ毛布買入レニ当ル代金ハ都テアルウキン方ニ於テ
彼地銀行ト引合荷為替ヲ取組ミ、荷物当地へ着ノ上代価ヲ渡ス
ノ約定ナレハ、出張員ニ於テ之ニ顧慮スル処無シ

第四 此商事モ米ニ等シク兩地ノ手数料ヲ加算シ、其内ヨリ諸費
用ヲ除キ純益ヲ双方ニ分賦スルノ約定ナレハ、其心得ヲ以テ彼

ノ勘定書ヲ調査スベシ

一 巴里支店ト連絡ヲ通シ我物産中龍動ノ需求ニ応スルモノハ販売ヲ試ムル事

第一 巴里支店ニ我諸物品ノ見本ヲ貯蔵スルヲ以テ龍動ノ需用ニ適応スルモノハ取寄セ売試ミヲナシ、何品ニテモ弥目的アルモノハ都テ巴里支店ト打合せ本社へ申報スベシ、本社ニ於テハ直チニ其求メニ応シ送り荷トナンシテ輸送スベシ

第二 凡ソ我物品ニテ彼ヨリ買入ノ注文ヲ依頼セラル、トキハ、可相成見本品ヲ添テ本社へ申報スベシ

但シ価格并ニ受渡ノ期限ヲ約スルトキハ、能ク巴里支店ニ協議シテ可相成危険ニ走ラサル様約定ヲナスベシ

第三 米麦売捌キ毛布絨買入ノ外ハ別ニアルウキント約定無之ニ付、我カ諸物品ヲ販売スルニ於テハ敢テ彼ニノミ依頼スルニ不及、實際便宜ニ從テ取計フベシ、然リト雖トモ必シモ他ノ者ト迂濶ニ取組等ナスベカラス、アルウキンニ於テ誠実ヲ以テ相接スル以上ハ能ク彼レニ相謀リ、不都合ノ無キ様周密ニ注意シテ取扱ヲナスベシ

滞在費額之事

一出張員滞在ノ費額ハ当方ニ於テ予定ナン難キヲ以テ、凡六ヶ月間モ実試ヲナシテ詳細ヲ本社へ報シ、然ル後取究ムベシ、尤モ可相成節儉シ、一切ノ費用凡ソ一ヶ年千五百円ヨリ千八百円迄ヲ目的トシテ支弁スベシ

帳簿及金銀取扱ノ事

一 帳簿ハ外出張所ノ如ク毎年精算ヲ立テ本社へ申報スベシ

一 アルウキント本社トノ勘定ニテ龍動ニ属スル分ハ、彼ノ帳簿ニ記載スルモノヲ掲ケテ勘定書ヲ送ルニ付、夫ヲ調査スベシ

一 聊ニテモ本社へ送り金アレハ絨毛布買入代ニ転スルカ、又ハ外領事館へ上納シテ国債局へ為替ヲ取組ムカノ両様ニ取計可シ

一 巴里支店ヨリ取寄セ売捌キタル物品代価等アレハ、必ス之ヲ同店へ送り、時々明瞭ニ決算ヲ遂クベシ

一 英貨ト横浜洋銀トノ為替相場ハ最モ当社ニ関係多キヲ以テ、毎郵便コレヲ報告スベシ

明治十一年一月十三日

元方